

第1章

暮らしづくり

～便利で快適な質の高い生活ができるまち～

- 第1節 安全で安心につつまれた生活の確保
- 第2節 健やかで心安らかな暮らしの充実
- 第3節 利便性の高い生活基盤の整備
- 第4節 自然と調和した生活空間の創造

第1節 安全で安心につつまれた生活の確保

第1項 防災・減災対策の強化

(1) 防災・危機管理体制の強化

<現状と課題>

- 平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震、同年10月の鳥取県中部地震など、近年、地震活動や火山活動の活発化に伴って日本各地で大規模な地震が発生し、その対策が求められています。
- 地球温暖化等の影響により、全国的にこれまでの想定を超える記録的な豪雨が頻繁に発生しており、それに対応した対策が求められています。
- 不安定な国際情勢などから、武力攻撃や大規模テロ等の脅威が増しており、そのような事態が発生した場合の影響の最小化を図るために対策が求められています。

<基本的方向>

- 地域防災計画の見直しにより、災害時に情報伝達、避難誘導、復旧活動等が円滑に行える体制を整えるとともに、様々な災害に備えて必要な避難所等の整備を推進します。
- 災害及び国民保護に対する市民への啓発を図るとともに、あらゆる災害に即した危機管理体制を強化します。

<主な取り組み>

- 1 災害に対する組織体制の強化
 - ・ 氷見市地域防災計画の見直し
 - ・ 市災害対策本部体制の強化
 - ・ 国、県及び関係機関との連携強化
 - ・ 業務継続計画の整備
 - ・ 職員に対する訓練の実施及び災害マニュアルの整備
- 2 災害に備えた施設、体制等の整備
 - ・ 避難所・避難場所等の見直し・整備
 - ・ 備蓄品の確保及び分散配置
 - ・ 災害時の備蓄品の輸送体制の整備
 - ・ 自主防災会と自治振興委員、民生委員及び児童委員の連携による避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の整備
 - ・ 防災マップの見直し
 - ・ 防災訓練の定期的な実施
- 3 災害に対する市民への啓発
 - ・ 広報ひみ等による災害時の対応の周知
 - ・ 防災講演会の開催
 - ・ ケーブルテレビ等による災害に対する備えの啓発
- 4 災害発生時の情報の迅速な伝達・収集手段の確保
 - ・ 防災行政無線による災害情報の伝達機能の向上
 - ・ ケーブルテレビを活用した災害情報の伝達機能の確保

- ・ 避難行動要支援者等への防災ラジオの配布
 - ・ テレホンサービスによる災害情報の伝達機能の確保
 - ・ 災害情報のICTを活用した新たな伝達、収集手段の検討、導入
- 5 広域的な応援・受援体制の整備
- ・ 地方公共団体、団体及び企業等との応援協定の締結の推進
 - ・ 応援・受援計画の策定
 - ・ 災害ボランティア等の受入体制の整備
 - ・ 総合防災訓練の実施
- 6 国民保護情報の提供
- ・ 全国瞬時警報システム(J-ARART)による緊急情報の提供
 - ・ 全国瞬時警報システム(J-ARART)のシステムの更新
 - ・ 国民保護についての啓発

<小施策の目標指標>

目標指標	備蓄倉庫の整備が完了した指定避難所の数	
指標の説明	備蓄倉庫の整備が完了した氷見市指定避難所の数	
目標設定の考え方	氷見市指定避難所 29 箇所において備蓄倉庫の整備が完了することを目指します。	
基準数値	2016（平成 28）年度	0 箇所
目標数値	2021（平成 33）年度	29 箇所

氷見市指定避難所一覧

No.	施設名	No.	施設名
1	南部中学校	16	仏生寺公民館
2	朝日丘小学校	17	上庄小学校
3	氷見市ふれあいスポーツセンター	18	明和小学校
4	氷見高等学校	19	西部中学校
5	比美乃江小学校	20	速川小学校
6	北部中学校	21	久目小学校
7	加納地域まちづくりセンター	22	赤毛コミュニティセンター
8	旧稲積小学校	23	畷川公民館
9	窪小学校	24	旧上余川小学校
10	西條中学校	25	旧一勿小学校
11	宮田小学校	26	八代自治会館
12	十二町小学校	27	海峰小学校
13	湖南小学校	28	灘浦小学校
14	十三中学校	29	旧灘浦中学校
15	十三公民館		

資料：氷見市地域防災室

(2) 地域防災力の強化

<現状と課題>

- 災害への対応については、行政だけでは限界があるため、自分自身の身は自分で守る「自助」及び地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」が必要となります。そのため、地域における防災力を高めることが大切です。

<基本的方向>

- 地域の状況などに即した自主防災組織の体制等の強化を図ります。
- 自主防災組織の人材の育成を図ります。
- 充実した地域防災訓練等の実施により、地域住民の防災意識の向上及び地域における防災体制の整備を図ります。

<主な取り組み>

1 自主防災組織の強化

- ・ 地域の状況や態勢等に即した自主防災組織体制への支援
- ・ 自主防災組織の防災資機材の充実
- ・ 防災士の資格取得に対する支援
- ・ 自主防災リーダー研修会への参加の促進
- ・ 地域住民を対象とした自主防災組織による研修会の開催

2 地域防災訓練の充実

- ・ 地域の特性に合った実効性ある訓練の実施
- ・ 地域の子どもたちに対する学校と連携した防災教育の実施
- ・ 訓練成果を踏まえた地域ごとの具体的な避難計画等の整備

<小施策の目標指標>

目標指標	防災士数	
指標の説明	防災士の資格を持つ人数	
目標設定の考え方	防災会 22 地区の 118 区域に各 1 名以上の防災士を配置するため、毎年度 25 人増の計 149 名を目指します。	
基準数値	2016（平成 29）年度	49 人
目標数値	2021（平成 33）年度	149 人

県内各市町村の防災士の登録状況(平成28年度)

	登録者 (人)	人口に対する割合 (%)
氷見市	41	0.087
高岡市	102	0.060
射水市	88	0.096
小矢部市	74	0.247
砺波市	110	0.226
南砺市	74	0.147
富山市	286	0.068
滑川市	33	0.101
黒部市	102	0.250
魚津市	41	0.097
上市町	18	0.087
朝日町	25	0.211
入善町	34	0.136
立山町	26	0.100
舟橋村	2	0.067

資料：氷見市地域防災室

(3) 地震・津波対策、原子力災害対策の充実

<現状と課題>

- 富山県にはいくつかの活断層が存在し、本市においては最大で震度7の地震が想定されています。指定避難所29箇所のうち7箇所が耐震化されておらず、その対策を早急に推進する必要があります。
- 平成29年2月に富山県津波シミュレーション調査の結果が公表され、本市の最高津波水位は7.2mで10分後に到達するとされており、津波への対策を早急に講じる必要があります。
- 市域の約3分の2が志賀原子力発電所のUPZ内にあることから、原子力災害に対する備えを充実させる必要があります。

<基本的方向>

- 最新の地震・津波に関するシミュレーション調査結果に基づき、国や県と連携協力しながら、地域防災計画を見直すとともに、避難計画の策定や避難所等の見直し、整備など、地震や津波に対する対策を推進します。
- 国、県及び電気事業者と連携を図り、原子力災害に対する安全対策を推進するとともに、市民への啓発や避難計画の実効性の向上を図ります。

<主な取り組み>

1 地震・津波対策の充実

- ・ 新たな被害想定に基づいた地域防災計画の見直し
- ・ 新たな被害想定に基づいた避難所等の見直し・整備
- ・ 地域ごとの避難計画の策定及び防災マップの作成
- ・ 地域防災訓練の充実
- ・ 公共施設等の耐震化の推進
- ・ 木造住宅耐震改修の支援
- ・ 危険老朽空き家の解体撤去の促進
- ・ 海岸保全対策の促進

2 原子力災害に対する安全対策の推進

- ・ 国、県及び電気事業者と連携した安全対策の推進
- ・ 原子力災害についての啓発
- ・ 原子力防災訓練による避難計画の実効性の向上

<小施策の目標指標>

目標指標	耐震基準を満たしている指定避難所の数	
指標の説明	耐震基準を満たした氷見市指定避難所の数	
目標設定の考え方	氷見市指定避難所29箇所において耐震基準が満たされることを目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	22箇所
目標数値	2021（平成33）年度	29箇所

第2項 消防・救急救助体制等の充実

(1) 消防・救急救助体制、機能の強化

<現状と課題>

- 高齢化社会の到来や能越自動車道の開通などにより、本市の火災発生件数や救急出動件数が増加傾向にあり、また、集中豪雨や地震・津波等の自然災害に対する対応に加え、テロ対策などの特殊災害に対する備えなど、消防・救急救助業務が多様化、複雑化しています。そうしたことから、市民の生命・財産を守るため、消防・救急救助体制、機能の強化が求められています。

<基本的方向>

- 消防・救急救助体制の強化を図るため、広域消防を推進するとともに、新たに南部エリアにおいて出張所の設置を進めます。
- 消防車両や消防資機材、消防水利施設等において計画的に整備を図ります。
- 消防職員の資質・技術の向上を図ります。

<主な取り組み>

1 消防・救急救助体制の強化

- ・ 広域消防の体制の整備
- ・ 南部エリアにおける出張所の設置
- ・ 警察、海上保安庁、自衛隊等との連携強化

2 消防機能の強化

- ・ 消防車両及び消防資機材の計画的な整備
- ・ 耐震性貯水槽や消火栓等の消防水利施設の計画的な整備
- ・ 指揮命令系統などの教育訓練や研修会への派遣の推進
- ・ ドローン整備による立体的災害状況把握や情報収集技術の向上
- ・ 免許区分改正に伴う各種車両機関員の養成

3 救急救助機能の強化

- ・ 救急隊員及び救助隊員の教育訓練や研修会への派遣の推進
- ・ 水難救助訓練や特殊災害対応訓練の推進
- ・ 救急救命士及び指導救命士の養成、認定救命士の配置
- ・ 高度救命資機材及び救助資機材の計画的な整備
- ・ 医療機関との連携によるメディカルコントロール体制の充実
- ・ ドクターヘリとの連携強化
- ・ AED（自動体外式除細動器）の普及促進

<小施策の目標指標>

目標指標	現場到着所要時間
指標の説明	救急覚知から現場到着までに要した平均所要時間

目標設定の考え方	2015（平成 27）年富山県内の現場到着平均所要時間である 7 分を目指します。	
基準数値	2016（平成 28）年	7.9 分
目標数値	2021（平成 33）年	7.0 分

氷見市の火災発生件数及び救急出場件数の推移

（単位：件）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
火災発生件数	6	8	13	9	10
救急出場件数	1,542	1,336	1,429	1,493	1,524

資料：氷見市消防年報



ドクターヘリ



秋季訓練一斉放水

(2) 地域における消防力の確保

<現状と課題>

- 地域社会への帰属意識の希薄化や就業構造の変化等に伴い、消防団の団員の減少や高齢化、被雇用者団員（サラリーマン団員）の増加が顕著となり、地域の消防力の低下が懸念されます。
- 地域における消防活動や人命救助、災害に対する対応等が求められるなか、地域を守るために、施設や装備等の整備が求められるとともに、自主防災組織等と連携して取り組んでいくことが必要となっています。

<基本的方向>

- 消防団を支援する事業所等との連携を強化し、若者等の消防団への加入を促進するとともに、被雇用者団員（サラリーマン団員）の職場において活動しやすい環境整備を推進します。
- 消防団拠点施設や装備等を計画的に整備するとともに、自主防災組織等との連携の強化を図ります。

<主な取り組み>

- 1 消防団体制の確保
 - ・ 地方公共団体や公共的団体職員等の入団促進
 - ・ 消防団協力事業所及び消防団サポート事業の推進
 - ・ 退職消防団員等の機能別消防団員への登用推進
 - ・ 被雇用者団員（サラリーマン団員）の事業所への消防団活動に対する理解の深化
- 2 消防団機能の確保
 - ・ 消防団拠点施設の計画的な整備
 - ・ 活動に必要な消防車両や装備等の計画的な整備
- 3 自主防災組織等との連携強化
 - ・ 自主防災組織等と連携した訓練等の実施
 - ・ 自主防災組織等との災害時の地域における対応の協議
 - ・ 住民の防火意識向上に向けた講習会や座談会の実施
 - ・ 応急手当普及啓発活動の推進

<小施策の目標指標>

目標指標	消防団員数	
指標の説明	基本団員及び機能別消防団員の合計人数	
目標設定の考え方	人口減少や団員の高齢化等により消防団員数の減少が懸念される中で、地域の消防力を確保するために現在の団員数の確保を目指します。	
基準数値	2017（平成29）年4月	750人
目標数値	2021（平成33）年4月	750人

氷見市の消防団員数及び年齢構成の推移

(単位：人)

団員の年齢構成	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
20歳未満	0	0	1	0	0
20歳～24歳	9	9	9	8	7
25歳～29歳	43	37	37	34	33
30歳～34歳	71	80	82	87	89
35歳～39歳	133	125	115	113	93
40歳～44歳	113	111	129	138	161
45歳～49歳	96	101	109	116	111
50歳～54歳	114	117	104	97	96
55歳～59歳	98	98	106	101	98
60歳以上	58	52	48	46	50
計	735	730	740	740	738
平均年齢	44.9歳	44.8歳	44.6歳	44.5歳	44.7歳

資料：氷見市消防年報

(3) 防火対策の推進

<現状と課題>

- 本市の火災発生は増加傾向にあり、油断や不注意による火災の未然防止や火災被害の軽減のために、防火対策を推進する必要があります。
- 増加する空き家において、地域では不審火等の危険性が危惧されています。

<基本的方向>

- 市民の防火意識の高揚を図るとともに、住宅用火災警報器や防災用品等の普及啓発を推進します。
- 防火上において、市民の安全・安心を脅かす危険老朽空き家の解体撤去を推進します。

<主な取り組み>

- 1 防火意識の高揚
 - ・ 防火講習会や防火座談会等による火災予防啓発の推進
 - ・ たき火、タバコ及び火入れ等による人的要因火災対策の強化
 - ・ 高齢者世帯への防火対策の強化
 - ・ 女性防火クラブや幼・少年消防クラブの育成
- 2 防火用品等の普及啓発
 - ・ 住宅用火災警報器の設置促進
 - ・ 消火器等の設置促進
 - ・ 中心市街地に設置されている消火器の維持管理
- 3 防火危険物等対策の推進
 - ・ 防火対象物の防火管理体制と危険物施設の保安全管理体制の指導強化
 - ・ 危険老朽空き家の解体撤去の推進
 - ・ 放火防止対策の強化

<小施策の目標指標>

目標指標	出火率	
指標の説明	人口1万人あたりの出火発生件数	
目標設定の考え方	県平均より低い傾向にあることから、直近5ヵ年（2012（平成24）年：1.15、2013（平成25）年：1.54、2014（平成26）年：2.53、2015（平成27）年：1.78、2016（平成28）年2.01）の平均件数を下回ることを目指します。	
基準数値	2012（平成24）年～ 2016（平成28）年の平均	1.80件/年
目標数値	毎年	1.80件/年未満

出火率（人口1万人あたりの出火発生件数）（単位：件）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
氷見市	1.15	1.54	2.53	1.78	2.01
富山県	2.00	2.19	2.01	1.74	1.81

資料：氷見市消防年報、富山県消防防災年報

第3項 災害に強い地域づくり

(1) 土砂災害防止対策等の充実

<現状と課題>

- 本市では、山間部の多くが土石流や地すべり、がけ崩れなどの土砂災害警戒区域等に指定されており、その数は県内の指定数の約4分の1を占めているなど、土砂災害が発生しやすい地域となっています。近年、全国的にこれまでの想定を超える記録的な豪雨が頻繁に発生しており、土砂災害の発生が懸念されます。

<基本的方向>

- 国・県に対して働きかけ、急傾斜地崩壊防止対策や地すべり防止対策などの土砂災害防止対策を促進するとともに、受益が小規模な区域においても対策工事を推進します。

<主な取り組み>

- 1 土砂災害等の防止工事の促進及び推進
 - ・ 急傾斜地崩壊防止対策の促進
 - ・ 地すべり防止対策の促進
 - ・ 土石流対策の促進
 - ・ 治山事業による山地災害の復旧と予防の促進
 - ・ 小規模急傾斜地防止対策や県単治山事業の推進
- 2 土砂災害等の危険性の周知等
 - ・ 土砂災害危険箇所の点検
 - ・ 土砂災害警戒区域等の周知や防災意識の高揚
 - ・ がけ地等に近接する危険住宅の移転の促進

<小施策の目標指標>

目標指標	土砂災害特別警戒区域に係る地区要望対応率	
指標の説明	土砂災害特別警戒区域に係る地区要望に対する、市が実施する急傾斜地崩壊対策事業の実施件数の割合	
目標設定の考え方	計画期間に地区要望対応率 100%を目指します。	
基準数値	2012（平成 24）年度～ 2017（平成 29）年度	89%
目標数値	2018（平成 30）年度～ 2021（平成 33）年度	100%

土砂災害警戒区域等の指定状況

(単位：箇所)

	急傾斜地の崩壊		土石流		地滑り		計	
	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域
富山県	2,843	2,780	1,383	882	657	1	4,883	3,663
氷見市	848	838	241	144	155	1	1,244	983

資料：富山県土木部砂防課

(2) 浸水被害防止対策等の充実

<現状と課題>

- 近年、全国的にこれまでの想定を超える記録的な豪雨が頻繁に発生しており、本市においても、河川や排水路の急激な水位上昇による浸水被害が発生し、市民の日常生活に影響を及ぼしています。
- 市内には1,200あまりのため池があり、その多くが築造されてから長い年月が経過していることから老朽化が進み、決壊等の危険性も懸念され、決壊すると下流の住宅等に浸水被害をもたらします。

<基本的方向>

- 想定を超える豪雨に伴い、浸水被害が発生している地域を中心に雨水対策を見直すとともに、洪水や浸水被害を防止するために、河川改修や総合的な排水対策等を推進します。
- ため池の現況調査を実施して、危険性の高いため池について対策を実施します。

<主な取り組み>

- 1 河川等の洪水対策の推進
 - ・ 2級河川の整備の促進を含めた減災対策の推進
 - ・ 準用河川や排水路等の整備の推進
 - ・ 余川川防災ダムの機能保全の促進
 - ・ 十二町瀉排水機場の機能保全・拡充
- 2 総合的な排水対策等の推進
 - ・ 浸水被害地域における県や関係団体等との総合的な排水対策の検討
 - ・ 水害リスクの共有と地域の取組方針の作成
- 3 ため池の防災対策の推進
 - ・ 危険ため池の調査の実施
 - ・ 防災減災事業によるため池の改修
 - ・ 危険なため池の廃止
- 4 津波に対する防災対策の推進
 - ・ 海岸保全対策の促進

<小施策の目標指標>

目標指標	床下浸水及び床上浸水の被害報告件数
指標の説明	災害年報で報告している床下浸水及び床上浸水の被害件数
目標設定の考え方	計画期間の毎年において、床下浸水及び床上浸水の被害件数が直近5ヵ年(2013(平成25)年から2017(平成29)年)の平均件数以下となるように対策を講じていくことを目指します。

基準数値	2013（平成25）年～ 2017（平成29）年の平均	5.8件/年
目標数値	毎年	5.8件/年以下

氷見市の床下浸水及び床上浸水の被害件数の推移

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
床下浸水	棟	11	0	0	0	15
	世帯	10	0	0	0	15
	人	31	0	0	0	29
床上浸水	棟	0	0	0	0	3
	世帯	0	0	0	0	3
	人	0	0	0	0	6

資料：氷見市地域防災室

ため池の数（平成28年9月1日現在）

（単位：箇所）

	ため池	うち防災重点 ため池
富山県内	1,916	163
氷見市内	1,211	47

資料：富山県農林水産部農村整備課

(3) 雪害防止対策の充実

<現状と課題>

- 本市では、道路網の整備等により除雪延長は年々増加しており、機械除雪において、従事者の高齢化等も伴って、従事する人材の確保が難しくなっています。
- 消雪施設の老朽化が進み、その更新に要する費用が嵩むとともに、建設会社等で保有する除雪機械が少なくなっていることから、除雪機械の確保が必要となっています。

<基本的方向>

- 地域と協働して、地域ぐるみの除排雪の取り組みを推進します。
- 円滑な交通を確保するため、関係機関と連携して効率的な除雪を推進し、消雪施設等の更新を計画的に進めます。

<主な取り組み>

- 1 除雪体制の充実
 - ・ 国・県と連携した除排雪の協力体制の充実
 - ・ 除雪機械や除雪業務の従事者の確保
 - ・ 地域ぐるみの除排雪活動への支援
 - ・ 国・県と連携した歩行者の安全を確保するための歩道除雪の充実
- 2 消雪施設の更新の推進
 - ・ 老朽化した消雪施設等の計画的なリフレッシュ整備の推進

<小施策の目標指標>

目標指標	除雪・消雪実施率	
指標の説明	市内の道路（国道・県道・市道）の総延長に対して除雪・消雪を実施した道路延長の割合	
目標設定の考え方	2017（平成29）年度における除雪・消雪実施率の確保を目指します。	
基準数値	2017（平成29）年度	74.98%
目標数値	2021（平成33）年度	74.98%

市内道路の総延長及び除雪延長の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国道延長	46.0 k m	46.0 k m	46.0 k m
県道延長	168.9 k m	168.9 k m	168.9 k m
市道延長	685.5 k m	686.3 k m	687.5 k m
計	900.4 k m	901.2 k m	902.4 k m
除雪・消雪実施延長	675.4 k m	675.6 k m	676.6 k m
除雪・消雪実施率	75.01%	74.97%	74.98%

資料：氷見市建設課

(4) 公共施設等の長寿命化・老朽化対策の推進

<現状と課題>

- 現在使用している公共施設や道路等のインフラ施設の多くは、1970年代以降に整備されており、まもなく、それらが一斉に老朽化し、更新時期を迎えることとなります。そのため、将来にわたり安全で安心して使用するために、公共施設やインフラ施設の長寿命化・老朽化対策を計画的に進めていく必要があります。

<基本的方向>

- 公共施設の定期的な点検・診断を実施し、必要な対策を適切に講じます。また、防災拠点として重要な役割を果たす施設を最優先として、耐震診断や耐震改修を計画的に実施します。
- 道路や上下水道などのインフラ施設は、点検・調査を踏まえ、計画的かつ体系的に長寿命化や老朽化対策を図ります。

<主な取り組み>

- 1 公共施設の計画的な維持管理の推進
 - ・ 公共施設等におけるメンテナンスサイクルの構築と予防保全型の維持管理
 - ・ 小中学校における長寿命化計画の策定と必要に応じた改修工事の実施
- 2 インフラ施設の長寿命化等の計画の策定、推進
 - ・ 道路の橋梁及び舗装の長寿命化対策の推進
 - ・ 公園長寿命化計画の策定及びパークマネジメントの推進
 - ・ 上下水道施設・管路等の計画的な更新・耐震化

<小施策の目標指標>

目標指標	市所有特定建築物耐震化率	
指標の説明	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく市所有特定建築物の耐震化率	
目標設定の考え方	氷見市耐震改修促進計画に基づき、2021（平成33）年度までに92%（毎年度0.6%増）を目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	89%
目標数値	2021（平成33）年度	92%

第4項 日常生活の安全の確保

(1) 交通安全対策の充実

<現状と課題>

- 市内の交通人身事故発生件数は減少傾向にあるものの、交通人身事故発生件数に占める高齢者の割合は増加しています。また、能越自動車道の市内区域全線開通などの交通環境の変化等もあり、各地域から交通安全施設の整備が求められています。

<基本的方向>

- 関係機関や団体と連携して、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、総合的な交通安全対策を推進します。
- 交通弱者に配慮した道路交通環境を整備するとともに、交通安全施設の整備を推進します。

<主な取り組み>

- 1 交通安全意識の高揚
 - ・ 子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催
 - ・ 関係機関と市民の協働による交通安全運動の推進
 - ・ 広報・ホームページ等による交通安全意識の啓発
- 2 高齢者の交通安全対策の推進
 - ・ 高齢者の運転免許証自主返納に対する支援
 - ・ 高齢者世帯への訪問指導の推進
- 3 道路における交通安全の確保
 - ・ 通学路の合同点検の継続と安全性の確保
 - ・ 高齢者や障害者の視点に立った道路環境の整備の推進
 - ・ カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備の推進
 - ・ 道路照明等の設置の推進
 - ・ 道路に面した危険老朽空き家の解体撤去の推進

<小施策の目標指標>

目標指標	交通人身事故発生件数	
指標の説明	交通事故のうち、人身事故の発生件数	
目標設定の考え方	第10次氷見市交通安全計画（2016（平成28）年～2020（平成32）年）及び第10次富山県交通安全計画（2016（平成28）年～2020（平成32）年）により、平成元年以降最少件数以下であった2017（平成29）年の70件からさらに毎年減少させることを目指します。	
基準数値	2017（平成29）年	70件
目標数値	毎年	対前年比減

氷見市の交通人身事故発生件数の推移

(単位：件)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
交通人身事故発生件数	128	113	94	82	74	70
うち高齢者の負傷及び死亡件数	31	23	20	27	33	34

資料：富山県氷見警察署

(2) 防犯対策の強化

<現状と課題>

- 近年、本市の犯罪発生率は減少傾向にありますが、児童に対する声かけ事案や無施錠による盗難被害が依然として発生していることから、犯罪が起きにくい環境の整備が求められています。
- 全国では、特殊詐欺などの犯罪の組織化や広域化が進み、子どもや高齢者などの社会的弱者を狙った犯罪が発生しており、本市でも被害の発生が懸念されます。

<基本的方向>

- 市民の防犯意識を高めるとともに、警察や防犯協会、民間パトロール隊、自治会等と連携・協力して、地域の防犯力を強化します。
- 広域化する特殊詐欺被害などの防止のために、啓発活動を推進します。

<主な取り組み>

1 防犯意識の高揚

- ・ カギかけキャンペーン等の防犯行事の開催
- ・ 警察、防犯協会、民間パトロール隊による合同防犯パトロールの実施
- ・ 高齢者を対象とした防犯教室の開催
- ・ 広報・ホームページ等による犯罪発生状況や防犯情報の提供
- ・ 特殊詐欺被害防止対策の啓発

2 防犯環境の整備

- ・ 関係機関と自治会等の連携による防犯体制の強化
- ・ 家庭・学校・地域との連携による防犯活動の推進
- ・ 氷見市安全なまちづくり推進センターと関係機関との連携強化
- ・ 地区安全なまちづくり推進センターの育成と活動支援
- ・ 子ども110番の家制度の普及促進
- ・ 防犯カメラの整備の推進
- ・ 危険老朽空き家の解体撤去の促進

<小施策の目標指標>

目標指標	刑法犯認知件数	
指標の説明	年間の刑法犯認知件数	
目標設定の考え方	「富山県総合計画」及び「とやま未来創生戦略」における成果指標の目標設定の考え方にに基づき、毎年対前年比1.0%減を目指します。	
基準数値	2017（平成29）年	137件
目標数値	2021（平成33）年	133件

氷見市の刑法犯認知件数及び犯罪発生率の推移

	刑法犯認知件数	犯罪発生率 (人口1万人あたり)
平成20年	273件	50.3%
平成21年	268件	49.9%
平成22年	223件	42.1%
平成23年	172件	32.8%
平成24年	163件	31.3%
平成25年	140件	27.3%
平成26年	171件	33.8%
平成27年	161件	32.3%
平成28年	156件	31.8%
平成29年	137件	28.3%

資料：富山県氷見警察署

(3) 消費者保護の充実

<現状と課題>

- 情報通信環境の進展により、携帯電話やパソコンなどのインターネット関連の消費者被害が増加し、その内容も複雑化・多様化しています。
- 悪質商法による消費者トラブルが増加傾向にあり、特に高齢者を狙った被害が増加しています。
- 市民一人ひとりが自らのこととして消費者問題をとらえ、消費者意識を高めることが必要になっています。

<基本的方向>

- 消費生活の広報・啓発活動を推進するとともに、関係機関との連携強化を図り、消費者トラブルの未然防止や被害の拡大防止を推進します。
- ボランティア団体と連携し、高齢者に対する消費者教育の充実を図ります。
- 消費生活相談員を確保するとともに、その資質・能力向上を図り、消費生活相談体制を充実します。

<主な取り組み>

- 1 消費生活に関する啓発
 - ・ 消費者教育の推進
 - ・ 高齢者に対する消費者教室の実施
 - ・ 消費生活情報の収集・提供
 - ・ 消費生活啓発資料の作成・配布
 - ・ 通話録音装置の無償貸与
 - ・ 立入検査・計量検査等の実施
- 2 消費生活相談体制の充実
 - ・ 消費生活相談の実施
 - ・ 消費生活相談員の確保及び資質・能力の向上
 - ・ 国、県及び消費生活センター等の関係機関との連携強化

<小施策の目標指標>

目標指標	消費生活相談解決率	
指標の説明	市が消費生活に関する相談を受けた件数のうち、解決した割合	
目標設定の考え方	消費生活相談のすべてに対して解決することを目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	100%
目標数値	毎年度	100%

(4) 鳥獣被害対策の強化

<現状と課題>

- 本市では、イノシシが市街地に出没し、自動車との衝突事故が発生するなど市民生活を脅かしています。また、アオサギやカラスなどは糞により生態系への悪影響や生活環境の悪化をもたらしています。

<基本的方向>

- 鳥獣被害の防止や野生動物の生態等に関する啓発を進め、地域における追い払いや必要に応じて有害捕獲を実施するとともに、国や県等の関係機関等と連携して総合的な被害防止対策を推進します。

<主な取り組み>

- 1 鳥獣被害防止等の啓発
 - ・ 鳥獣被害の防止対策の啓発
 - ・ 野生動物の生態、行動特性、病気等の周知・啓発
 - ・ 鳥獣被害情報の発信
 - ・ 野生動物のエサとなる生ごみの除去等に関する啓発の推進
- 2 生活環境被害対策の推進
 - ・ 公共施設等への侵入防止対策の推進
 - ・ 道路への侵入防止柵の設置
 - ・ 有害鳥獣の追い払いや捕獲の実施
 - ・ カラス対策の推進
 - ・ アオサギ対策の推進
- 3 地域における対策の推進
 - ・ 地域における追い払いの実施
 - ・ 地域における環境点検等の実施
 - ・ 草刈り、放任果樹の除去等の促進
 - ・ 竹林の伐採・枯殺の促進
 - ・ 里山再生整備の推進

<小施策の目標指標>

目標指標	鳥獣による人身・物損被害発生件数	
指標の説明	鳥獣による人身及び物損の被害の件数	
目標設定の考え方	鳥獣による人身や物損の被害のない社会を目指します。	
基準数値	2016（平成28）年	29件
目標数値	2021（平成33）年	0件

第2節 健やかで心安らかな暮らしの充実

第1項 みんなで支え合う福祉のまちづくり

(1) 地域で支え合う福祉の推進

<現状と課題>

- 少子高齢化や核家族化などの社会環境の変化により、家族のセーフティーネット機能が縮小するとともに、地域の人と人との「つながり」も希薄になってきています。近年は、社会的孤立や孤独など様々な問題が複雑にからみ合うケースが増えており、地域、専門機関、行政が密接に連携した対応が必要となっています。
- 一方で、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けたいという市民のニーズは高く、支援を必要とする人を地域で包括的に支援する体制の構築が求められています。

<基本的方向>

- 「他人事」となりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりを推進し、「地域共生社会」を形成します。
- 地域における課題を早期把握・早期解決できるよう、地域福祉の中心となる担い手の育成・確保やボランティア活動の環境整備に取り組むとともに、地域づくり活動の拠点整備を推進します。
- 支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民の支え合いによるきめ細かな生活支援サービスを提供できる体制づくりを進めます。

<主な取り組み>

- 1 地域課題の解決力の強化
 - ・ 住民自らが地域の生活課題を把握・解決する体制の構築
 - ・ 地域の福祉活動拠点の整備の推進
 - ・ 専門機関等と連携した支援体制の構築
- 2 地域で支え合う生活支援と見守りの推進
 - ・ 地域で支え合う見守りネットワークの構築
 - ・ 買物・通院等の外出支援サービスの推進
 - ・ 新たな生活支援サービスの創出
 - ・ ふれあいサロン等の居場所づくりの推進
 - ・ 災害時に備えた避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の整備
- 3 生活支援コーディネーターによる地域づくりの支援
 - ・ 集いの場や生活支援サービスなどの地域資源に関する現状把握
 - ・ 地域の支え合い体制づくりの中心となる人材及びサービスの担い手確保・育成
 - ・ 元気な高齢者が担い手として活動する場の確保

<小施策の目標指標>

目標指標	福祉相談窓口の開設地区数	
指標の説明	市内 21 地区のうち、福祉相談窓口を開設した地区数	
目標設定の考え方	2021（平成 33）年度までに、福祉相談窓口を 21 地区にそれぞれ 1 箇所開設することを目指します。	
基準数値	2016（平成 28）年度	2 地区
目標数値	2021（平成 33）年度	21 地区

(2) 地域福祉を推進する基盤の強化

<現状と課題>

- 個々の人が抱える福祉に関する問題は、複数の要因が絡み複雑化しています。これらの問題を効果的に解決するためには、既存の制度や分野の垣根を越え関係機関が情報を共有し、連携していくことが重要です。
- 包括的な支援体制の構築と、多様化・高度化する福祉ニーズに対応できる人材の育成・確保が必要です。

<基本的方向>

- 高齢者・障害者・生活困窮者・子どもなど、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができる社会を実現するため、地域ぐるみで支え合う「全世代・全対象型地域包括支援体制」を推進します。
- 複合化した地域課題等について、相談支援包括化推進員が中心となり、地域・専門機関・行政が情報共有や必要な支援について協議する場を設ける等、関係者が協力し支え合う体制を構築します。
- 福祉の専門性を高めるとともに、多岐にわたる幅広い分野の知識等も備わった人材の育成を推進します。

<主な取り組み>

- 1 福祉の総合相談・全世代・全対象型地域包括支援体制の推進
 - ・ 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、行政機関等が情報共有・協議できる環境の整備
 - ・ 医療、雇用、司法、産業、教育等の福祉分野以外との連携体制の構築
- 2 地域における自立生活を支える福祉人材の育成
 - ・ 相談支援に携わる専門職の資質向上を図るための研修の促進
 - ・ 多機関との連携のための分野を越えた法制度・技術を学ぶ機会の確保
 - ・ 福祉に携わる新たな人材の育成
- 3 権利擁護の推進と相談体制の整備
 - ・ 成年後見制度に関する相談支援・普及啓発
 - ・ 法人後見支援及び市民後見人の養成

<小施策の目標指標>

目標指標	地域福祉サポーター数	
指標の説明	福祉に関する研修を受講し地域で福祉活動に携わるサポーター数	
目標設定の考え方	2021（平成 33）年度までに開設予定の福祉相談窓口 21 箇所、1 箇所あたり 5 人配置することを目指します。	
基準数値	2016（平成 28）年度	0 人
目標数値	2021（平成 33）年度	105 人

第2項 豊かな長寿社会づくり

(1) 生きがいつくりの推進

<現状と課題>

- 高齢化社会の進展に伴い、高齢者の孤立の解消や閉じこもり予防の重要性が高まるなか、高齢者が生きがいつくりや健康づくりなどの活動を主体的に行う環境や居場所をつくる必要となっています。

<基本的方向>

- 高齢者が、これまで培ってきた多彩な経験や知識を活かして生き生きと活動できるよう、働く意欲のある高齢者の就業機会を確保するとともに、社会参加につながる各種講座等やスポーツ・文化活動の充実を図ります。
- 高齢者のふれあいの場づくりを支援するとともに、子どもや若者との世代間交流の場の確保を進めます。

<主な取り組み>

- 1 就業機会等の拡充
 - ・ シルバー人材センター活動事業の充実と会員登録の促進
 - ・ 雇用の場としてのコミュニティビジネスの普及促進
 - ・ 関係機関との連携によるシニアの就業に関する情報提供
 - ・ 事業所等への高齢者雇用の理解促進
- 2 スポーツ・文化活動等の拡充
 - ・ 老人クラブ活動の活性化
 - ・ 退職者世代の地域活動やボランティア活動への参加促進
 - ・ 健康増進活動や生きがいつくり活動等への支援
 - ・ 軽スポーツ教室や教養講座など、スポーツ・文化活動メニューの充実
 - ・ 「きときと100歳体操」の普及
 - ・ 屋内健康広場等の利用促進
- 3 ふれあいの場の創出支援
 - ・ ふれあいランチなど、高齢者が集う機会の創出への支援
 - ・ 子どもや若者等との交流の場の拡大
- 4 世代間交流の推進
 - ・ 地域回想法の普及による高齢者と子どもたちの世代間交流の推進
 - ・ 新たな縁、絆づくりによる社会的孤立の防止

<小施策の目標指標>

目標指標	生きがいや楽しみがある高齢者の割合	
指標の説明	「氷見市市民アンケート調査」における「日常の暮らしの中で、生きがいや楽しみがありますか」の質問項目において、「当てはまる」及び「どちらかといえば当てはまる」と回答した人の割合	
目標設定の考え方	日常の暮らしの中で、生きがいや楽しみがある人の割合の対前年度比増を目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	26.6%
目標数値	毎年度	対前年度比増

ふれあいランチの利用者数及び実施回数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	8,584人	8,537人	8,216人	8,840人	8,461人
実施回数	253回	245回	239回	270回	277回

資料：氷見市福祉介護課

(2) 介護予防の推進

<現状と課題>

- 高齢者をはじめとする誰もが、住み慣れた地域で自立して生活し続けるためには、高齢期を迎えても生活機能を維持していくことが求められています。
- 本市では、全国平均や県平均より早く高齢化が進んでおり、要介護・要支援認定者が増加傾向にあることから、介護予防に積極的に取り組むことが必要となっています。
- 介護保険制度において、「高齢者の社会参加が介護予防に効果的である」と考えられており、介護予防を通じ、高齢者が社会参加できる地域づくりに積極的に取り組むことが必要となっています。

<基本的方向>

- 「めざせきときと100歳」を目標に、高齢者が自ら健康状態を把握し、生活改善に取り組める介護予防プログラムの普及啓発を図るとともに、生活機能の低下が見られる高齢者に対して介護予防の取り組みへの積極的な参加を促します。
- 高齢者が通い集える「市民主体の通いの場」を市内全域に設置し、介護予防事業への積極的な参加を促します。

<主な取り組み>

1 介護予防の推進

- ・ 介護が必要になる恐れの高い高齢者に対する機能訓練の充実
- ・ 健康な高齢者に対する介護予防教室の充実
- ・ 行政放送チャンネル等の介護予防番組の充実

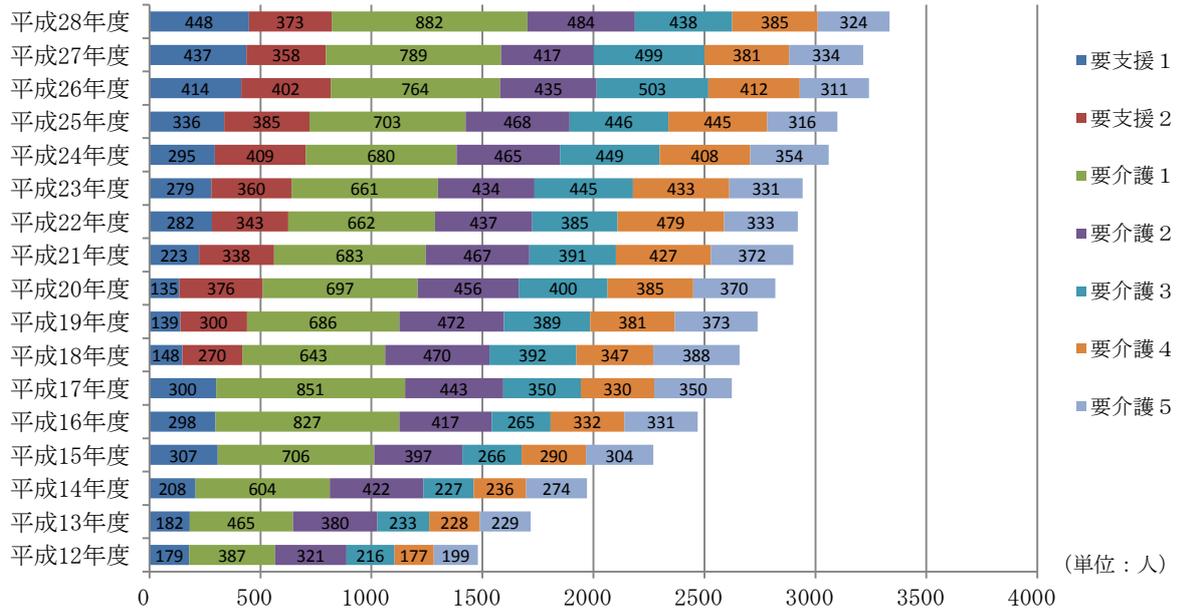
2 市民主体の通いの場づくりの推進

- ・ 地域の公民館等を使用した「きときと100歳体操」の普及
- ・ 通いの場を通じた高齢者の社会参加とその活動を支える人材育成

<小施策の目標指標>

目標指標	65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護・要支援認定を受けていない人の割合	
指標の説明	65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護・要支援認定を受けていない人の割合	
目標設定の考え方	第7期介護保険事業計画では、2020（平成32）年度の予測値を前期高齢者96.4%、後期高齢者64.0%としており、その水準を2021（平成33）年度まで維持することを目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	前期高齢者 96.4% 後期高齢者 67.5%
目標数値	2021（平成33）年度	前期高齢者 96.4% 後期高齢者 64.0%

氷見市の介護度別認定者の推移



資料：氷見市福祉介護課

(3) 支援体制と介護サービス等の充実

<現状と課題>

- 本市では高齢化の進展により要介護・要支援認定者数が増加傾向にあり、サービス利用の伸びが見込まれます。在宅サービスと施設サービスのバランスを考慮しながら、より質の高いサービスを提供していく必要があります。
- 一人暮らしや高齢者世帯が増加するとともに、要支援者においては地域の実情に応じた多様なサービスを提供することとされていることから、地域の支え合いの体制づくりが必要となっています。
- 介護現場では、要介護・要支援認定者の増加に伴う介護人材の不足や定着率の低さが課題となっています。
- 高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も増加することが見込まれており、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域における支援体制の推進が必要です。

<基本的方向>

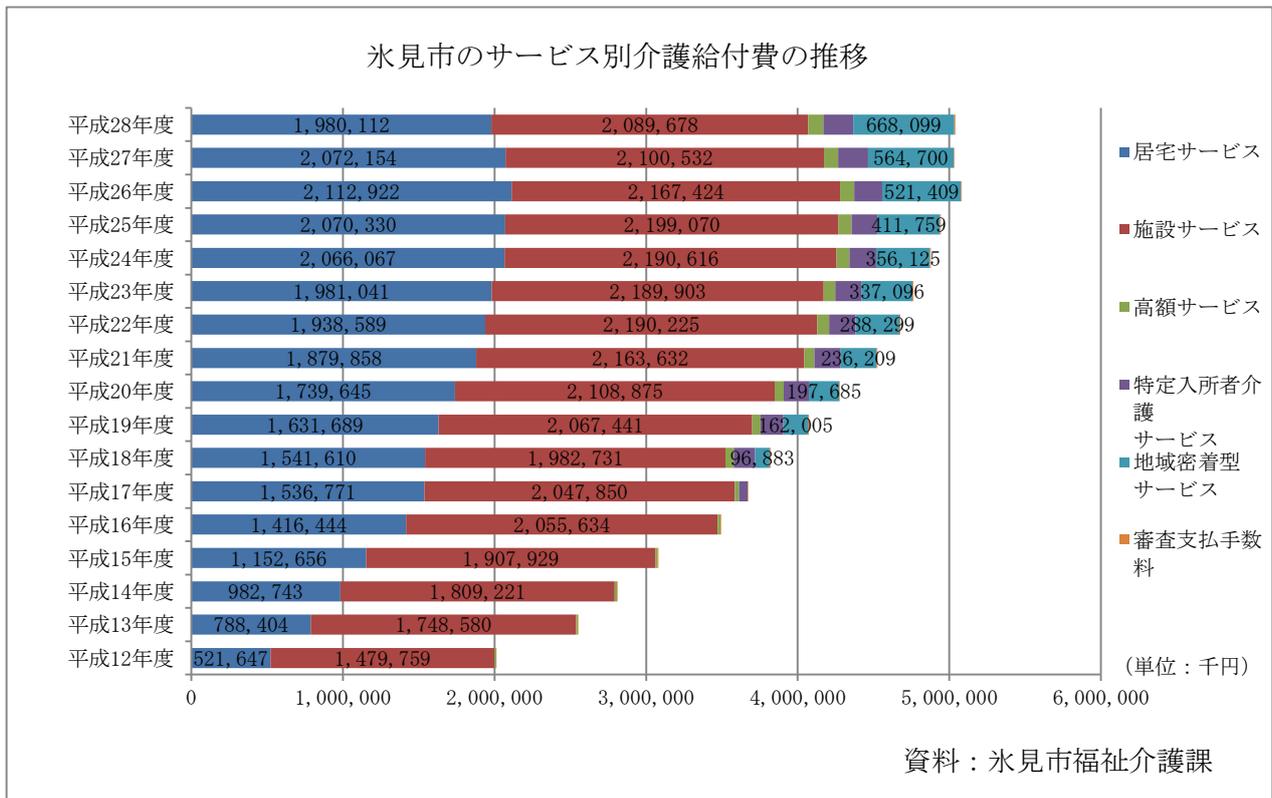
- 日常生活圏域における特性やニーズを考慮しながら、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で継続して暮らしていけるサービス基盤の整備を推進します。
- 介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムを推進します。

<主な取り組み>

- 1 在宅サービスの充実
 - ・ 訪問、通所、短期入所等の居宅サービスの充実
 - ・ 緊急通報、調髪サービス等の高齢者総合福祉支援の充実
- 2 地域密着型サービスの充実
 - ・ 地域密着型介護施設の充実
- 3 施設サービスの充実
 - ・ 療養病床の介護医療院等への転換
 - ・ 入所者のライフスタイルに沿ったケア（個室ユニットケア）の推進
- 4 地域包括ケアシステムの推進
 - ・ 介護と医療の連携強化
 - ・ 地域包括支援センターの相談体制の充実
 - ・ 介護予防、配食・見守り等の生活支援サービス等の総合的な提供体制の整備
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅の整備促進等による住まいの確保
 - ・ 地域ごとの支え合い体制づくりにおける担い手の確保・育成と生活支援サービスの創出
 - ・ 介護人材の確保への支援
- 5 地域における支援体制の推進
 - ・ 認知症高齢者を抱える家族等を支援する認知症地域支援推進員の配置
 - ・ 認知症の高齢者やその家族を支援するサポーターの養成
 - ・ 高齢者等の見守り・SOSネットワークの構築

<小施策の目標指標>

目標指標	介護保険サービス利用者のうち、在宅サービスの利用者の割合	
指標の説明	要支援・要介護認定を受け介護保険サービスを利用している人のうち、在宅サービスを利用している人の割合	
目標設定の考え方	第7期介護保険事業計画の2020（平成32）年度の予測値である74.2%を踏まえ、高齢者の増加を勘案し平成33年度では75.1%の達成を目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	72.7%
目標数値	2021（平成33）年度	75.1%



第3項 障害者の自立と社会参加の促進

(1) 障害者が地域で安心して暮らせる環境づくり

<現状と課題>

- 障害者が住み慣れた地域で継続して生活するため、身近な地域での相談支援体制や障害福祉サービス等の充実が求められています。
- 発達障害など療育が困難な子どもが増加するなか、相談や療育など適切な支援体制の充実が必要となっています。

<基本的方向>

- 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすため、身近な地域で、様々な相談や一人ひとりに応じたサービスが利用できるよう、地域住民による障害者相談支援体制を構築するとともに、福祉サービスの充実や施設の整備を推進します。
- 発達障害などの障害者（児）のいる家庭の相談や療育に対応する切れ目のない支援体制を構築します。

<主な取り組み>

- 1 障害者相談支援体制の充実
 - ・ 相談支援体制の充実・強化
 - ・ 地域自立支援協議会による関係機関の連携強化
 - ・ 地域生活に移行する人への支援
 - ・ 障害者の権利擁護に関する相談支援体制の構築
- 2 障害福祉サービス等の充実
 - ・ 在宅サービスをはじめとする障害福祉サービス等の充実
 - ・ 多様な障害に対する支援
 - ・ 家族介護者への支援
- 3 住まいの確保
 - ・ 賃貸住宅等の入居支援
 - ・ 障害者グループホーム等の整備の促進
 - ・ 在宅重度身体障害者等の住宅改善への支援
- 4 障害者（児）の健やかな育成のための発達支援
 - ・ 障害者（児）のライフステージに沿った切れ目のない支援体制の構築
 - ・ 障害児通所サービス等の充実
 - ・ 特別な支援が必要な障害者（児）に対する支援体制の構築
 - ・ 発達障害に対応した「子ども相談センター（仮称）」の創設
- 5 誰にでもやさしいまちづくり
 - ・ 公共施設のバリアフリー化の推進
 - ・ ユニバーサルデザインの普及

<小施策の目標指標>

目標指標	福祉施設入所者の地域生活移行者数	
指標の説明	障害者入所施設での生活から自宅やグループホーム等、地域での生活へ移行した人の累計数	
目標設定の考え方	第5期氷見市障害福祉計画の2020（平成32）年度末の目標7人（2016（平成28）年度末時点の施設入所者（78人）の9%以上）を踏まえ、第5期氷見市障害福祉計画策定方針に基づき平成33年度の目標を2人とし、計9人の移行を目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	0人
目標数値	2018（平成30）年度～ 2021（平成33）年度	9人

(2) 障害者の就労支援と社会参加の促進

<現状と課題>

- 働くことを希望する障害者の自立を図るため、相談体制の整備、生活や就労に必要な情報発信などニーズに応じた支援を充実していく必要があります。
- 障害者が地域で生き生きと安心して暮らすため、障害者の権利擁護を推進し、様々な社会参加の促進に向けて取り組むことが求められています。
- 障害のある人もない人も、安心して心豊かに暮らせる地域社会をつくるためには、すべての人が障害者について正しく理解することが必要となっています。

<基本的方向>

- 雇用・福祉・教育の分野が連携した障害者就労ネットワークを充実するとともに、障害者の雇用の場の拡大を図ります。
- 障害者の社会活動への参加を支援するとともに、障害者等に対する正しい知識の普及啓発活動を推進します。

<主な取り組み>

- 1 就労支援の充実・強化
 - ・ 就労に関する相談支援の実施
 - ・ 障害者就労支援ネットワークの充実
 - ・ 障害者雇用に関する制度等の広報の実施
 - ・ 雇用の場としてのコミュニティビジネスの普及促進
- 2 社会参加の促進
 - ・ 障害者の権利擁護の推進
 - ・ 障害者チャレンジショップ等での地域住民との交流活動の促進
 - ・ 文化活動、レクリエーション及びスポーツ教室等の開催
 - ・ 地域活動支援センターへの支援
 - ・ 手話通訳ボランティアの養成・派遣
 - ・ 自動車運転免許取得及び車両改造への助成
 - ・ 施設利用料等の減免措置の実施
 - ・ 広報紙等の音訳化の実施
 - ・ 障害者をサポートするボランティアを対象とした研修会の充実
- 3 障害者等の理解の促進
 - ・ 障害及び障害者に対する理解と正しい知識の普及啓発

<小施策の目標指標>

目標指標	福祉施設から一般就労への移行者数	
指標の説明	障害者入所施設での生活から一般企業等における就労へ移行した人数	
目標設定の考え方	第5期氷見市障害福祉計画の2020（平成32）年度の目標8人（2016（平成28）年度の地域移行者実績（5人）の1.5倍以上）を踏まえ、第5期氷見市障害福祉計画策定方針に基づき平成33年度の目標を1人増やすこととし、9人の移行を目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	5人
目標数値	2021（平成33）年度	9人

第4項 健康寿命の延伸

(1) がん、生活習慣病予防の推進

<現状と課題>

- 生活習慣病の増加や健康格差等が、深刻な社会問題となっています。本市においては、がんによる死亡率が高く、また、肥満や高血圧、高血糖の判定を受ける人や、メタボリックシンドロームに該当する人が多い状況となっており、脳血管疾患や心疾患の発症や重症化を防ぐため、生活習慣病予防の取り組みが求められています。

<基本的方向>

- 市民一人ひとりが、主体的に生活習慣病の予防に向けた健康づくりに取り組めるようがん検診等の健康診査の受診を推進するとともに、未病対策を推進します。
- 健康づくりボランティアへの積極的な支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみの健康づくり活動を推進します。

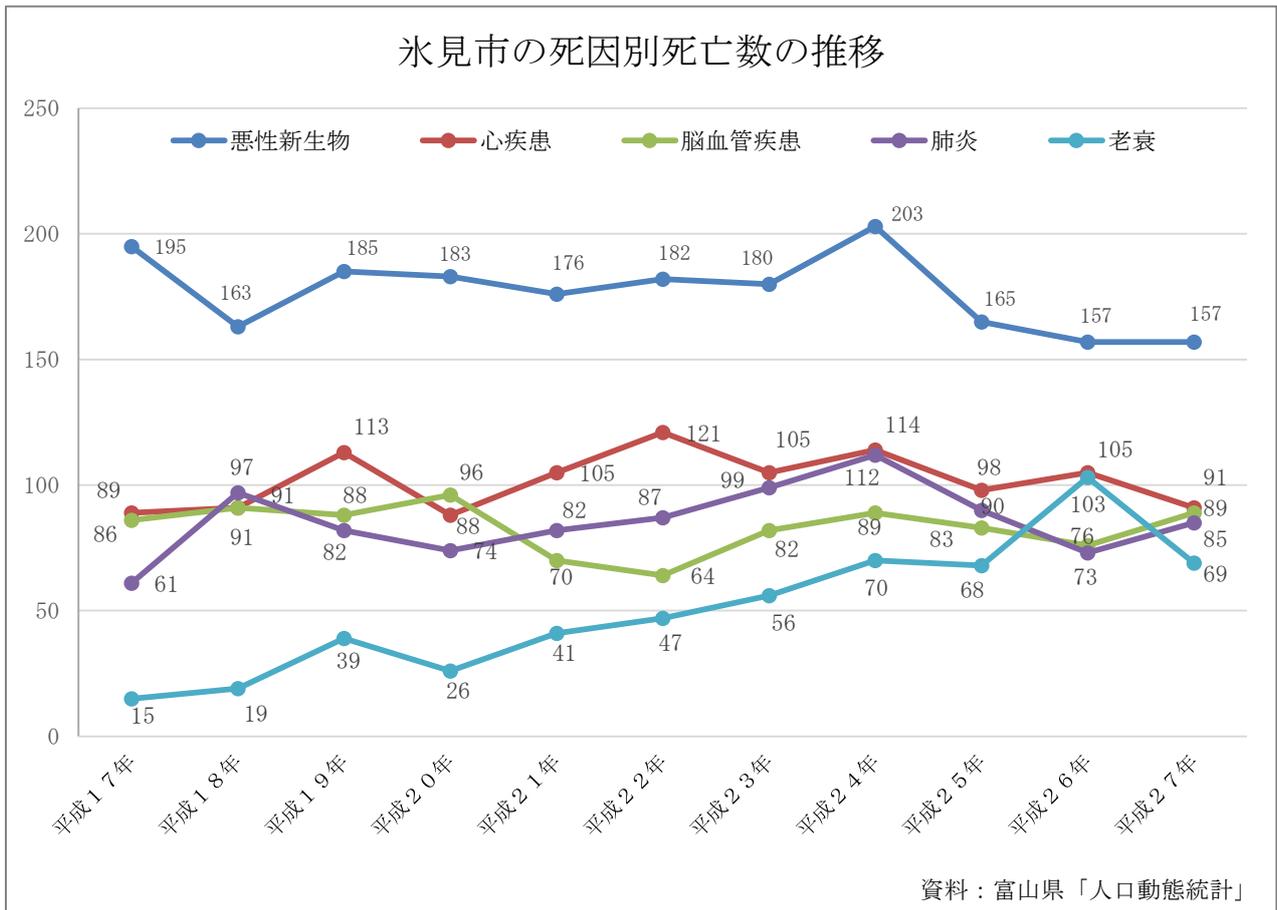
<主な取り組み>

- 1 がん、生活習慣病等の健康診査の推進及び指導
 - ・ がん検診をはじめとする各種健康診査受診の推進
 - ・ 要精密検査者への受診勧奨の推進
 - ・ 生活習慣病の予防対策の充実
 - ・ 健康ポイント制度導入の検討
 - ・ 未病の改善活動の推進
 - ・ 健康づくりの推進役の発掘・養成・支援
 - ・ 官民協働で行う健康づくりの推進
 - ・ スポーツ・文化活動による健康づくりの推進
- 2 地域ぐるみの健康づくり活動の推進
 - ・ 健康づくりボランティアの養成及び育成
 - ・ 地域ぐるみの活動の支援
 - ・ 関係機関等との連携による地域全体の健康づくりの推進
 - ・ 地域の公民館等を使用した「きときと100歳体操」の普及
 - ・ 健康ポイント制度導入の検討

<小施策の目標指標>

目標指標	健康寿命
指標の説明	平均寿命から寝たきりや認知症などの介護を要する期間を差し引いた期間
目標設定の考え方	健康寿命の対前年度比増を目指します。

基準数値	2016（平成 28）年	男性 76.65 歳 女性 81.14 歳
目標数値	2021（平成 33）年	対前年度比増



(2) 心の健康づくりの推進

<現状と課題>

- 社会情勢の変化によるストレス等により、心の病気が増加しており、本市においては自殺率が国や県と比較して高い水準にあることから、ストレス対策や心の健康づくりを進めていくことが求められています。

<基本的方向>

- ストレスの対処法や心の病気への理解を深め、自分自身や周囲の人の心の不調に気づき治療に結びつけられるよう、精神疾患の正しい知識の普及を推進し、相談支援体制の充実を図ります。

<主な取り組み>

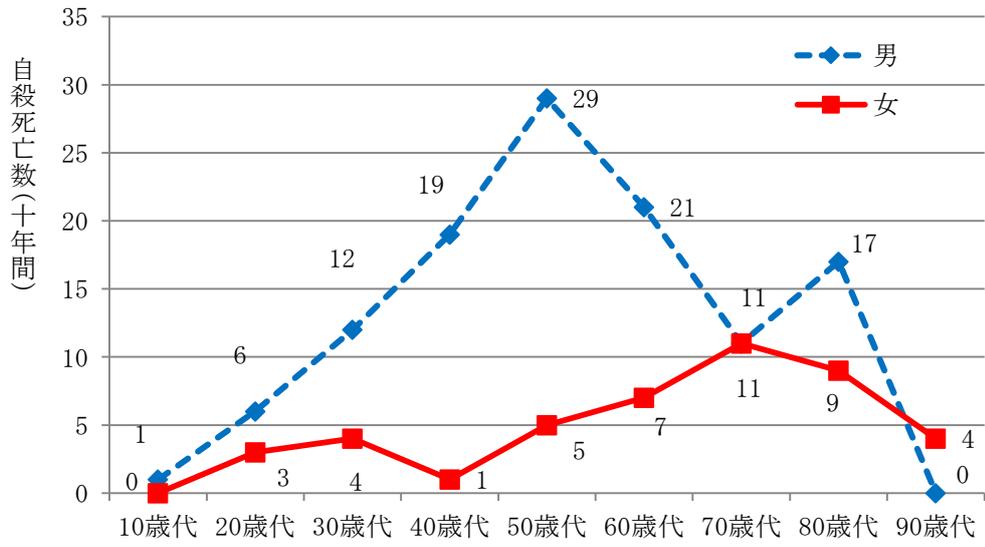
- 1 心の健康づくりの啓発
 - ・ ストレスの対処法の啓発
 - ・ うつ病等の精神疾患の正しい知識の普及啓発
- 2 相談・支援体制の充実
 - ・ 保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関の連携の推進
 - ・ 心の健康相談会の開催
 - ・ 心の健康相談窓口の啓発の強化
 - ・ 相談・専門機関等へつなぐ支援体制の整備
 - ・ 相談につなげる人材(ゲートキーパー)の養成

<小施策の目標指標>

目標指標	自殺死亡率（人口 10 万対）	
指標の説明	人口 10 万人あたりの自殺による死亡率	
目標設定の考え方	「自殺総合対策大綱」に基づき、2015（平成 27）年対比で、2026（平成 38）年までに 13.0 以下の水準まで減少することを目標としていることから、本市においては 2018（平成 30）年から取り組みを開始し、2021（平成 33）年までに中間時点で 23.0 を目指します。	
基準数値	2012（平成 24）年～ 2016（平成 28）年の平均	26.2
目標数値	2016（平成 28）年～ 2021（平成 32）年の平均	23.0

氷見市の性・年齢階級別累積自殺死亡数（平成17年～平成26年）

単位：人



資料：富山県「人口動態統計」

(3) 感染症予防対策の推進

<現状と課題>

- 結核等の既知の感染症はもとより、新型インフルエンザ等の感染症の脅威が懸念され、特に子どもや高齢者は病気にかかりやすく重篤化しやすいため、予防接種を実施して疾病の発生や蔓延を防ぐことが求められています。
- 感染症予防に関する正しい知識の啓発や情報の周知を図ることが求められています。

<基本的方向>

- 様々な感染症から身を守るため、関係機関と連携しながら各種予防接種の実施体制の充実を図るとともに、感染症に関する正しい知識や情報の普及啓発を推進します。

<主な取り組み>

- 1 予防接種の実施
 - ・ 予防接種の実施体制の充実
 - ・ 予防接種の啓発
- 2 感染症予防の普及啓発の推進
 - ・ 感染症の予防に対する正しい知識の普及啓発
 - ・ 感染症情報の周知

<小施策の目標指標>

目標指標	A類疾病予防接種の接種率	
指標の説明	百日ぜき、風しん、日本脳炎などのA類疾病予防接種の接種率	
目標設定の考え方	毎年度、県平均以上を目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	93.2%（県平均96.3%）
目標数値	毎年度	県平均以上

第5項 地域医療の充実

(1) 地域医療体制の整備

<現状と課題>

- 本市では、全国平均や県平均より早く高齢化が進んでおり、今後ますます医療ニーズの高まることが見込まれることから、市民が安心して受診できる医療体制が求められています。
- 公設民営の金沢医科大学氷見市民病院は、地域の中核病院の役割を担っていることから、市民の多様化する医療ニーズに対応できる診療機能の充実や医療機関との連携強化が必要となっています。

<基本的方向>

- 市民がいつでもどこでも適切で質の高い医療を受けることができるよう、金沢医科大学氷見市民病院と市内医療機関との連携を強化します。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう医療機関や介護施設、地域が連携して支援する地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 地域の中核病院である金沢医科大学氷見市民病院は、予防から治療、回復期への切れ目のない医療を提供するとともに、へき地医療拠点病院としてへき地巡回診療を実施します。

<主な取り組み>

- 1 地域医療連携の推進
 - ・ 金沢医科大学氷見市民病院と市内医療機関との連携強化
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築
- 2 地域の中核・へき地医療拠点病院としての医療機能の充実
 - ・ 予防から治療、回復期への切れ目のない医療の提供
 - ・ 医師、看護師等の医療スタッフの安定的確保
 - ・ 医療機器等の計画的な更新整備
 - ・ へき地巡回診療の実施

<小施策の目標指標>

目標指標	金沢医科大学氷見市民病院の地域医療機関との間における紹介率・逆紹介率
指標の説明	地域医療機関から金沢医科大学氷見市民病院へ患者を紹介した割合及び金沢医科大学氷見市民病院から地域医療機関へ患者を紹介した割合(逆紹介)
目標設定の考え方	2021(平成33)年度まで毎年度約1%の上昇を目標に、2021(平成33)年度の紹介率を30.0%、逆紹介率を15.0%目指します。

基準数値	2016（平成 28）年度	紹介率 27.4% 逆紹介率 12.6%
目標数値	2021（平成 33）年度	紹介率 30.0% 逆紹介率 15.0%

(2) 救急医療体制の充実

<現状と課題>

- 高岡医療圏内の救急医療体制は、初期救急については在宅当番医制及び高岡市急患医療センター、二次救急については病院群輪番制、三次救急については救急救命センター（厚生連高岡病院）による体制で対応しており、今後も救急医療体制の充実を図ることが求められています。

<基本的方向>

- いつでも安心して病態に応じた医療が受けられるように、救急医療に関する情報を提供するとともに、氷見市医師会や高岡医療圏内の医療機関の協力により在宅当番医制などの救急医療体制の充実を図り、金沢医科大学氷見市民病院における24時間365日の救急医療体制を推進します。

<主な取り組み>

- 1 救急医療情報の提供
 - ・ 救急医療に関する啓発
 - ・ 在宅当番医の広報
- 2 救急医療体制の推進
 - ・ 在宅当番医制の推進
 - ・ 病院群輪番制による救急医療体制の充実
 - ・ 24時間365日の救急医療体制の確保
 - ・ 医療機関と消防との連携強化

<小施策の目標指標>

目標指標	金沢医科大学氷見市民病院における救急常勤医の人数	
指標の説明	金沢医科大学氷見市民病院において確保されている救急常勤医の人数	
目標設定の考え方	救急科の医師の常勤1名体制確保を目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	0人
目標数値	2021（平成33）年度	1人

(3) 金沢医科大学氷見市民病院における高度医療の推進

<現状と課題>

- 本市において、死因の1位は「がん」であり、全国平均と比べ高い水準となっています。特に40歳から64歳までの壮年期における死因の4割をがんが占めており、地域の中核病院としてがんの早期発見や治療に積極的に取り組んでいくことが求められています。

<基本的方向>

- 地域の中核病院である金沢医科大学氷見市民病院において、がんの早期発見に有効なPET-CTやがんの治療に効果のあるリニアックを備えたがんセンターの整備を推進し、がんに対する包括的な診療体制の構築を図ります。

<主な取り組み>

- 1 金沢医科大学氷見市民病院における高度医療の推進
 - ・ がんセンター整備の推進
 - ・ がんに対する包括的な診療体制の構築

<小施策の目標指標>

目標指標	がんセンター整備率	
指標の説明	金沢医科大学氷見市民病院におけるがんセンター（PET-CTやがんの治療に効果のあるリニアック）の整備率	
目標設定の考え方	2021（平成33）年度までの完成を目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	0%
目標数値	2021（平成33）年度	100%

第6項 社会保障制度の円滑な運営

(1) 介護保険制度の適正な運営

<現状と課題>

- 高齢化の進行等により保険給付費が年々増加していることから、より安定した保険財政の運営と給付の適正化に取り組む必要があります。
- 多様化するニーズや制度改正に的確に対応するため、より質の高いきめ細かなサービスの提供が求められています。

<基本的方向>

- 安定した保険財政の運営と給付の適正化に向けた取り組みを推進します。
- 公正な判定と適切なケアマネジメントに基づき、質の高いサービスが利用できるよう、必要な人材の確保や資質の向上等を図ります。
- 介護保険制度の理解を深めるため、制度の周知と相談体制の充実を図ります。

<主な取り組み>

- 1 安定した保険財政運営の確保
 - ・ 保険料収納率の向上
 - ・ 高齢者の自立支援や重度化防止の推進による給付費の抑制
- 2 給付適正化の推進
 - ・ 給付適正化事業の推進
 - ・ ケアマネジメントの充実
 - ・ サービス事業者間の連携強化
 - ・ 介護保険制度の周知
 - ・ 介護保険制度に関する相談体制の充実
- 3 サービスの向上
 - ・ 介護人材の確保・育成

<小施策の目標指標>

目標指標	介護保険料収納率	
指標の説明	介護保険被保険者が納付すべき保険料に対し、実際に納められた保険料の割合	
目標設定の考え方	2016（平成28）年度実績の0.15%増の納付率99.55%を目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	99.40%
目標数値	2021（平成33）年度	99.55%

(2) 医療保険制度の円滑な運営

<現状と課題>

- 高齢化や医療の高度化による医療費の増加及び被保険者の減少による保険税の収入の減少等により、国民健康保険等の医療保険財政の運営は厳しい状況にあります。
- また、メタボリックシンドローム該当者の割合が高いことから生活習慣病を発症する人の増加が見込まれ、医療費の増加が懸念されます。
- 医療保険制度改革が行われることから、制度の十分な周知を図る必要があります。

<基本的方向>

- 被保険者の自主的な健康増進や疾病予防への取り組みを支援し、被保険者それぞれの特性を踏まえた保健事業を展開することにより、医療費の適正化・財政基盤の強化を図ります。
- 医療保険制度について被保険者の理解を深めるため、制度の周知と相談体制の充実を図ります。

<主な取り組み>

- 1 医療費適正化に向けた取り組みの強化
 - ・ 健康・医療情報の分析
 - ・ 特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率の向上
 - ・ 人間ドックの利用推進
 - ・ 生活習慣病等の発症や重症化を予防するための保健事業の展開
 - ・ ジェネリック医薬品の使用促進
- 2 制度に関する意識啓発と相談の充実
 - ・ 国保広報誌「すこやか」、ケーブルテレビ及びホームページ等を活用した啓発
 - ・ 医療保険制度周知のためのパンフレット等の作成、配布
 - ・ 医療保険制度に関する相談体制の充実

<小施策の目標指標>

目標指標	特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率	
指標の説明	特定健康診査受診率：特定健診対象者（国民健康保険に加入している 40 歳から 74 歳までの被保険者）のうち、特定健診を受診した人の割合 特定保健指導実施率：特定保健指導対象者（特定健康診査の結果から、生活習慣の改善が必要とされた被保険者）のうち、特定保健指導を実施した人の割合	
目標設定の考え方	毎年度、国の定める特定健康診査等基本指針により策定した特定健診・特定保健指導実施計画に基づき、60%を目指します。	
基準数値	2016（平成 28）年度	特定健康診査の受診率 45.7% 特定保健指導の実施率 32.8%
目標数値	毎年度	特定健康診査の受診率 60% 特定保健指導の実施率 60%

(3) 国民年金制度の周知啓発

<現状と課題>

- 核家族化や高齢化が進み、国民年金制度の重要性がますます高まっている中で、国民年金制度に対する理解や意識の差などにより、保険料の未納が発生するなど、国民年金を取り巻く状況は厳しくなっています。

<基本的方向>

- 国民年金制度の理解を深めるため、制度の周知と相談体制の充実を図り、未加入者の加入を促進します。

<主な取り組み>

- 1 制度の普及啓発
 - ・パンフレット等の配布による制度の周知
 - ・広報ひみやホームページ等による制度の啓発
- 2 適正な加入の促進
 - ・未加入者等の加入促進
 - ・年金相談体制の充実

<小施策の目標指標>

目標指標	国民年金納付率	
指標の説明	国民年金被保険者が、保険料として納付すべき月数に対し、実際に納付した月数の割合	
目標設定の考え方	2016（平成28）年度実績の2%増の納付率80%を目指します。（全国平均納付率70%）	
基準数値	2016（平成28）年度	78%
目標数値	2021（平成33）年度	80%

(4) 生活保護制度の適正な運営

<現状と課題>

- 高齢化や社会経済情勢により、本市においても生活保護者数は増加傾向にあるため、被保護者の自立に向けた支援の仕組みづくりが求められています。

<基本的方向>

- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等と協力しながら、生活保護に至る手前の段階にある生活困窮者を早期に把握し、適切な支援に結び付けるための仕組みづくりを推進するとともに、被保護者の自立に向けた相談や助言等の支援の充実を図ります。

<主な取り組み>

- 1 生活困窮者の早期発見に向けた仕組みづくり
 - ・ 地域と専門職や行政機関とのネットワーク構築
- 2 生活困窮者の自立に向けた支援の充実
 - ・ 一人ひとりの状況に応じた就労や家計相談等の支援の充実
 - ・ 生活の自立に向けた相談・助言等の支援の充実
 - ・ 負の連鎖を断ち切るための子どもの学習・生活支援の充実

<小施策の目標指標>

目標指標	生活保護から自立した世帯数	
指標の説明	保護世帯における定期収入の恒常的な増加や最低生活費の減少等により保護を受ける必要がなくなった世帯数	
目標設定の考え方	2012（平成 24）年度以降、収入を得て自立した世帯は 0 世帯であるため、毎年度 1 世帯、2021（平成 33）年度までに 4 世帯を目指します。	
基準数値	2016（平成 28）年度	0 世帯
目標数値	2018（平成 30）年度～ 2021（平成 33）年度	4 世帯

第3節 利便性の高い生活基盤の整備

第1項 適正な土地利用の推進

(1) 総合的・計画的な土地利用の推進

<現状と課題>

- 本市では、人口減少や市庁舎移転等の影響による市街地の空洞化や耕作放棄地の増加及び能越自動車道の市内の4つのインターチェンジの開通などにより、都市構造が大きく変化しており、総合的、計画的な土地利用の方針を定めることが求められています。
- 市内では、土地の実態が不明確なところが存在し、今後の土地利用の観点からも正確な把握が求められています。

<基本的方向>

- 都市計画マスタープラン等の見直しにより、今後の土地利用の方針を定め、調和の取れた土地利用を推進します。
- 今後の土地取引や公共事業が円滑に進めることができるよう、地籍調査を推進します。

<主な取り組み>

- 1 調和のとれた土地利用の推進
 - ・ 都市計画マスタープランの見直し
 - ・ 立地適正化計画に基づく事業の推進
 - ・ 用途地域等の見直し
- 2 土地の実態の把握
 - ・ 国土調査法に基づく地籍調査の推進
 - ・ 地籍簿及び地籍図の適正な管理
- 3 地域特性を生かした土地利用の促進
 - ・ 地域の特性を生かした多様な土地利用の促進

<小施策の目標指標>

目標指標	国土調査法に基づく地籍調査完了数	
指標の説明	国土調査法に基づく地籍調査が登記まで完了した数	
目標設定の考え方	第6次国土調査事業十箇年計画及び2020（平成32）年度からの第7次計画の着実な実施により、2021（平成33）年度までに1調査区以上の調査完了を目指します。	
基準数値	2017（平成29）年度	1調査区
目標数値	2021（平成33）年度	1調査区以上の調査完了

地籍調査完了地区数の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1地区	1地区	-	1地区	1地区

資料：氷見市農林畜産課

(2) 公共空地の利活用の推進

<現状と課題>

- 市庁舎や市民病院の跡地など市街地に公共空地が発生しており、それらの効果的な利活用が求められています。

<基本的方向>

- 旧市役所跡地、旧市民病院跡地、市民会館敷地及び旧朝日丘小学校跡地の4つの公共空地について、氷見市市街地グランドデザイン検討委員会の検討結果を踏まえ、建設手法や財源等を十分に検討して計画的に整備します。

<主な取り組み>

- 1 4つの公共空地の整備の推進
 - ・ 市街地グランドデザイン検討委員会検討結果に基づいた計画的な整備
 - ・ 建設手法や建設財源、維持管理等の検討に基づいた整備
- 2 4つのゾーニングにおける土地利用の推進
 - ・ それぞれの用途に応じた土地利用の推進

<小施策の目標指標>

目標指標	公共空地の整備後の施設利用者数	
指標の説明	公共空地を整備した後の施設利用者数	
目標設定の考え方	市街地グランドデザイン検討委員会の検討結果に基づいて整備された施設の利用者が年間10万人に達することを目指します。	
基準数値	2017（平成29）年度	—
目標数値	2021（平成33）年度	10万人

氷見市市街地グランドデザイン検討委員会でのゾーニング方針

市街地は市民の居住ゾーンであることに加え、新たな機能を付加するための、まちづくりの方針をゾーン別に示します。

眺望の丘ゾーン
氷見のまちを一望できる、地理的・精神的な拠り所となる憩いの場を形成する

文教・子育てゾーン
小中高と朝日山に近接した緑豊かな環境等を活かし、子育て支援と文化教育機能の充実による多世代が暮らしやすいまちを形成する

交流・憩いゾーン
図書館や博物館、朝日山、湊川との近接性を活かし、氷見の「歴史・文化」を再発見できる、交流・憩いのまちを形成する

新文化・活力創造ゾーン
市内外からアクセスしやすい環境と、市役所・市民病院との近接性を活かし、市全体の交流や活動を促進するまちを形成する

観光まちなか回遊ゾーン
漁業文化や生業・まんがを軸にし、既存の観光資源への移動の利便性の高い回遊性のあるまちを形成する



(3) 能越自動車道 I C 周辺の利活用の促進

<現状と課題>

- 能越自動車道の市内区域が全線開通し、市内には4つのインターチェンジが整備され、この利便性を市の活性化に活かすことが求められています。

<基本的方向>

- 能越自動車道の4つのインターチェンジ周辺のアクセス性に優れた立地条件を強みとして、それぞれの土地利用の方向性を定め、利活用を促進します。

<主な取り組み>

- 1 インターチェンジを効果的に活用した土地利用の検討・実施
 - ・ 4つのインターチェンジ周辺の利活用の検討・実施
- 2 利活用方針に基づく誘致の促進
 - ・ 利活用方針に基づく誘致策の検討
 - ・ 誘致活動の推進

<小施策の目標指標>

目標指標	能越自動車道 I C 周辺の整備着手件数	
指標の説明	能越自動車道 I C 周辺の利活用方針を定め、その利活用方針に基づく I C 周辺整備の着手件数	
目標設定の考え方	I C 周辺の利活用方針を定め、整備に 1 件着手することを目指します。	
基準数値	2017（平成 29）年度	—
目標数値	2021（平成 33）年度	1 件



氷見 I C



灘浦 I C



氷見北 I C



氷見南 I C

第2項 快適な住空間づくり

(1) 公園・緑地の整備

<現状と課題>

- ゆとりとうるおいの空間を創出し、子どもから高齢者までが楽しむことができる公園が求められています。
- 既存の公園施設の老朽化が進んでおり、計画的に再整備を進めていくことが求められています。
- 公園が地域の憩いの場として長く親しまれるよう、市民参加による緑化活動の推進や保全・活用により、愛着を深める必要があります。

<基本的方向>

- 子どもの視点を活かして、様々な世代が集う公園を整備します。
- 既存の公園施設の再生により新たな魅力創出を進め、市民の利用促進につながる適正な維持管理や長寿命化を図るパークマネジメントを推進します。

<主な取り組み>

- 1 子どもの視点を活かしたあらゆる世代が楽しめる公園の整備
 - ・ 子どもが安心して遊び・学ぶことができる公園の整備
 - ・ ゆとりとうるおいの空間のある公園の整備
 - ・ 朝日山公園の整備の推進
- 2 公園・緑地の再生の推進
 - ・ 公園長寿命化計画の策定及びパークマネジメントの推進
 - ・ 氷見運動公園等の再整備
 - ・ 桜の名所再生
 - ・ 身近な公園等の市民による日常管理体制づくり

<小施策の目標指標>

目標指標	市内主要公園の利用者数	
指標の説明	市内の主要公園（朝日山公園、天狗林健康広場、氷見運動公園）の利用者数	
目標設定の考え方	市民が集う主要公園の利用者が10万人に達することを目指します。	
基準数値	2017（平成29）年度	96,349人
目標数値	毎年度	10万人

(2) 個性と魅力ある住環境の整備

<現状と課題>

- 市街地では、駐車場がないなどの現在の生活様式に合わない部分が多く、市街地からの人口流出が進行しており、それぞれの地域で、その土地らしい住みよい住環境を整備することが求められています。
- 人口の減少等により空き家が増加しており、それを有効活用して魅力ある住環境を整備するとともに、倒壊の危険のある老朽空き家は解体撤去することが求められています。

<基本的方向>

- 定住人口の拡大を図るため、優良な住宅団地の造成や若者等の住宅取得への支援などを行うとともに、地域住民と協力して美しくうまいのある住環境の向上を推進します。
- 空き家所有者への空き家の適正な管理の周知し、利活用可能な空き家の有効活用を促進し、危険老朽空き家は解体撤去を行うなどして、地域における住環境の向上を図ります。

<主な取り組み>

- 1 優良住宅地の整備への支援
 - ・ 民間事業者による住宅団地造成への支援
 - ・ 土地所有者等の建築協定締結の促進
- 2 まちなか居住への支援
 - ・ まちなか地区居住支援補助金の交付
- 3 住宅取得への支援
 - ・ 住宅相談体制の整備促進
 - ・ 若年層や三世帯同居・近居者への住宅取得への支援
 - ・ 木造住宅耐震改修の支援
- 4 空き家対策の推進
 - ・ 空き家の把握
 - ・ 空き家所有者への空き家の適正管理の啓発
 - ・ 空き家の流通促進
 - ・ 空き家情報の発信
 - ・ 空き家の公共的利活用の推進
 - ・ 危険老朽空き家の解体撤去の促進
- 5 市営住宅の管理運営
 - ・ 長寿命化対策の推進
 - ・ 水洗化の推進

<小施策の目標指標>

目標指標	空き家情報バンクへの新規登録数	
指標の説明	空き家情報バンクに新規登録された物件数	
目標設定の考え方	住宅・土地統計調査（2013（平成 25）年度）では、氷見市の空き家が 3,040 軒であることから、年間でその 1%の 30 軒の空き家情報バンクへの登録を目指します。	
基準数値	2016（平成 28）年度	26 軒
目標数値	毎年度	30 軒

(3) 安全な水の安定供給

<現状と課題>

- 本市の水道を取り巻く環境は、人口減少に伴って料金収入の減少が見込まれており、また、水道水の多くを富山県企業局からの購入水で賄っていることから、受水費が企業経営に与える影響は大きいものとなっております。
- 今後、耐用年数を経過する管路が増加するとともに、水道施設の老朽化も進んでいるため、計画的に老朽管や施設の機械・電気設備を更新する必要があります。

<基本的方向>

- 将来的な給水需要を踏まえ、施設の機械・電気設備を計画的に更新、最適化（ダウンサイジング等）を行い、持続的な企業経営を図ります。
- 配水管の計画的な洗浄等による水質管理を徹底し、安全でおいしい水を安定的に供給します。

<主な取り組み>

- 1 供給体制の整備
 - ・ 水道施設の機械・電気設備の計画的な更新
- 2 適切な水質管理
 - ・ 老朽管の布設替えの推進
 - ・ 配水管の計画的な洗浄
 - ・ 貯水槽水道適正管理の積極的な指導

<小施策の目標指標>

目標指標	上水道管路更新率	
指標の説明	上水道管路の総延長に対する期間更新率	
目標設定の考え方	老朽管更新事業計画に基づき、2021（平成 33）年度末までに上水道管路の期間更新率 6.2%を目指します。	
基準数値	2016（平成 28）年度	2.4%
目標数値	2021（平成 33）年度	6.2%

第3項 能越自動車道、幹線道路から生活道路までの道路ネットワークづくり

(1) 能越自動車道、幹線道路の整備

<現状と課題>

- 防災や安全確保の観点から、能越自動車道の4車線化や国道160号の雨量規制緩和などに向けた整備が求められています。
- 能越自動車道の市内区域全線開通による機能を有効に活用するために、能越自動車道から幹線道路につながる新たな道路網の整備が必要となっています。

<基本的方向>

- 能越自動車道の4車線化の整備を促進するとともに、国道160号及び415号の整備を促進して、道路交通の安全性及び円滑化を図ります。また、それらの基幹となる道路から各地域をつなぐ幹線道路網の整備により道路ネットワークの構築を図ります。

<主な取り組み>

- 1 能越自動車道の整備の促進
 - ・ 能越自動車道の4車線化整備の促進
 - ・ 能越自動車道の全線開通を目指した整備の促進
 - ・ 国の一元管理による利便性の向上
- 2 国道の整備の促進
 - ・ 国道160号の防災事業の促進
 - ・ 国道160号の交通安全施設等の整備の促進
 - ・ 国道415号バイパス（谷屋～大野）の整備の促進
 - ・ 国道415号県境付近の早期事業化
- 3 主要地方道等の整備
 - ・ 主要地方道の改良の促進
 - ・ 一般県道の改良の促進
 - ・ 氷見南ICから国道160号までの道路整備の促進
- 4 市幹線道路等の整備
 - ・ 市道鞍川霊峰線バイパスの整備の推進
 - ・ 島尾太田間の湾岸道路の整備の検討
 - ・ 都市計画道路の見直し

<小施策の目標指標>

目標指標	幹線道路の整備完了路線数	
指標の説明	市内の幹線道路（国道、県道、市道（交通量が多く、市内の道路網を形成するうえで重要な路線））における整備完了路線数	
目標設定の考え方	市内の幹線道路について、2021（平成 33）年度までに 1 路線の整備完了を目指します。	
基準数値	2017（平成 29）年度	—
目標数値	2021（平成 33）年度	1 路線

(2) 生活道路の整備

<現状と課題>

- 本市の生活道路は、幅員が狭く、屈曲するなど、改良を必要とする道路が多く、安全に通行できるように道路の拡幅等の整備が求められています。
- 道路に求められている機能は、社会環境の変化等により、走りやすさや歩きやすさなどの交通機能だけでなく、快適な歩行者空間や道路環境が求められています。
- 地域と協働して取り組んできた草刈りなどの地域の道路の維持管理が、人口減少に伴って、これまでの水準を維持することは難しくなっています。

<基本的方向>

- 市道の改良や維持管理を計画的・体系的に行うことにより、走りやすさ、歩きやすさなどの道路が持つべき機能を効果的に引き出し、地域の交通機能を高めます。
- 歩道と車道の分離やバリアフリー化などを行い、それぞれの地域の実情に応じた道路環境を整備します。
- 地域内の道路の維持管理を地域と協働で進めながらも、機械力の導入等により負担の軽減を推進します。

<主な取り組み>

- 1 生活道路網の整備
 - ・ 国道や主要地方道等へのアクセス道路などの市道の整備の推進
 - ・ 集落間を結ぶ市道の整備
 - ・ 道路の危険箇所や狭隘な箇所の改良
- 2 実情に応じた道路環境の整備
 - ・ 歩道と車道の分離推進
 - ・ 歩道のバリアフリー化
 - ・ 安全な道路空間整備の推進
 - ・ 通学路の点検及び整備
- 3 道路の維持管理の推進
 - ・ 市道の補修や草刈り等の維持管理
 - ・ 地区住民による道路愛護活動の促進
 - ・ 地域の実情に応じた協働による道路管理

<小施策の目標指標>

目標指標	生活道路の整備完了箇所数
指標の説明	市内の生活道路（幹線道路以外の路線）における整備完了箇所数
目標設定の考え方	市内の生活道路について、2021（平成33）年度までに12箇所の整備完了を目指します。

基準数値	2017（平成 29）年度	—
目標数値	2018（平成 30）年度～ 2021（平成 33）年度	12 箇所

第4項 地域交通の確保

(1) 市外の交通拠点との交通の確保

<現状と課題>

- 人口減少や少子化の進行等により、J R氷見線や路線バスの公共交通機関における交通拠点である高岡市までの利用者の減少が見込まれるため、利便性を高め、利用者を確保していくことが求められています。

<基本的方向>

- 鉄道事業者やバス事業者などの交通事業者と連携し、J R氷見線や幹線路線バスの利便性の向上を図るとともに、公共交通の確保の必要性を市民に啓発して利用を促進します。

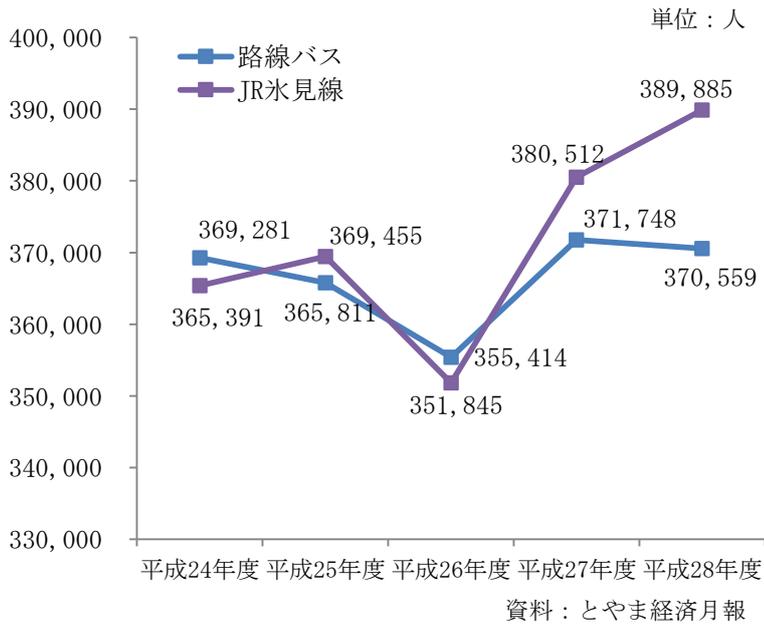
<主な取り組み>

- 1 交通拠点を結ぶ公共交通の活性化
 - ・ J R城端・氷見線の直通化の推進
 - ・ J R氷見線活性化の推進
 - ・ 幹線路線バスの維持対策の推進
- 2 公共交通の利用促進
 - ・ 県・市町村統一ノーマイカー運動の普及啓発
 - ・ 公共交通利用促進市民会議の設置と活動
 - ・ モビリティ・マネジメントの普及啓発
- 3 氷見駅周辺の整備推進
 - ・ 氷見駅周辺の整備の検討
 - ・ パークアンドライドの調査・研究

<小施策の目標指標>

目標指標	J R氷見線及び路線バスの利用者数	
指標の説明	交通拠点である高岡駅までのJ R氷見線及び高岡市へ至る路線バスの利用者数	
目標設定の考え方	人口減少に伴い利用者数の減少が見込まれる中で、利用者数の確保を目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	J R氷見線 389,885 人、高岡市へ至る路線バス：173,018 人
目標数値	2021（平成33）年度	J R氷見線 389,885 人、高岡市へ至る路線バス：173,018 人

J R氷見線及び路線バスの利用者数



J R 氷見線



路線バス

(2) 市内の地域間を結ぶ交通の確保

<現状と課題>

- 人口減少や少子化の進行等により、路線バス等の利用者の減少が見込まれるため、市民の日常生活に必要な移動手段として維持することが求められています。
- 地域が主体となって運行しているNPO法人による公共交通空白地有償運送においては、高齢化の進行に伴って担い手不足が深刻化しており、今後の運送形態について検討を進める必要があります。

<基本的方向>

- バス事業者と連携を図り、利用促進につながる普及啓発を実施するとともに、将来を見据えた公共交通の確保について検討します。
- 地域に即した新公共交通システムを調査・研究するとともに、地域が主体となったNPO法人による公共交通空白地有償運送を支援します。

<主な取り組み>

- 1 地域間を結ぶ公共交通の活性化
 - ・ 生活路線バスの維持対策の推進
 - ・ JR氷見線活性化の推進
- 2 地域間交通の利用促進
 - ・ 県・市町村統一ノーマイカー運動の普及啓発
 - ・ 公共交通利用促進市民会議の設置と活動
 - ・ 地域ごとの公共交通利用促進の推進
 - ・ モビリティ・マネジメントの普及啓発
- 3 地域で取り組むNPO法人バスに対する支援
 - ・ NPO法人バスの運行の支援
- 4 新公共交通システムの導入の検討
 - ・ 公共交通空白地域及び公共交通困難地域の調査・研究
 - ・ まちなか交通システムの構築の検討
 - ・ バス自動運転実証実験実施の検討
 - ・ 地域間の交通システムの調査・研究
 - ・ 集落内の交通システムの調査・研究

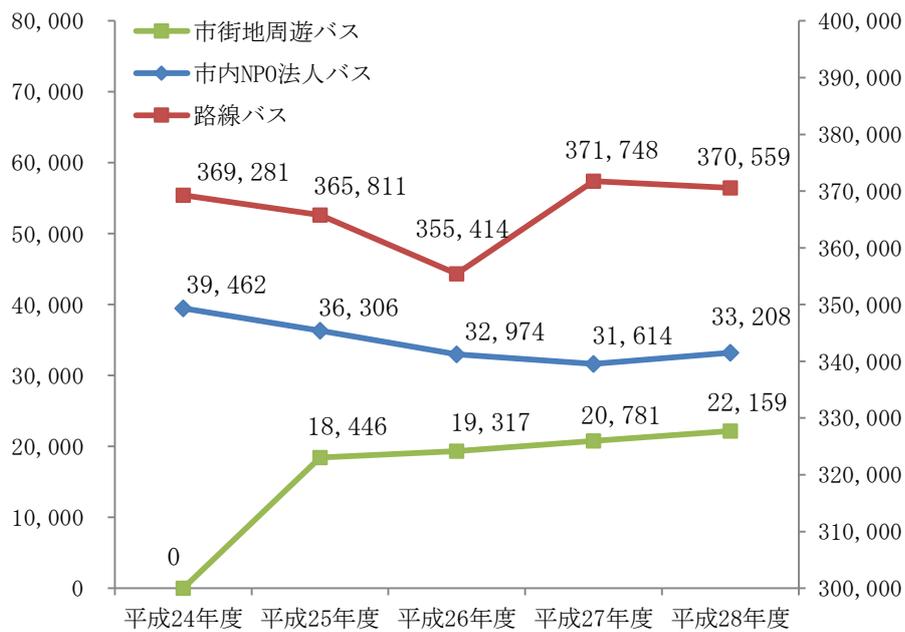
<小施策の目標指標>

目標指標	市内を運行する路線バス及びNPO法人バスの利用者数
指標の説明	路線バス、市街地周遊バス及び市内NPO法人バスの利用者数
目標設定の考え方	人口減少に伴い利用者数の減少が見込まれる中で、利用者数の確保を目指します。

基準数値	2016（平成28）年度	路線・市街地周遊バス 392,718 人、 市内NPO法人バス 33,208 人
目標数値	2021（平成33）年度	路線・市街地周遊バス 392,718 人、 市内NPO法人バス 33,208 人

市内の地域を結ぶ公共交通利用者数

単位：人



資料：とやま経済月報



NPO法人バス

第5項 情報通信基盤の整備・活用

(1) 情報通信環境の充実

<現状と課題>

- 市民生活や産業振興等に必要となる超高速データ通信サービスが利用できる情報通信基盤の整備が求められています。
- ICTの発展はめざましく、スマートフォンやタブレットパソコン等が普及し、様々な場面での利用が浸透し、ICTがより身近なものになってきており、市民の利便性の向上や行政の効率化に向けた取り組みをはじめ、産業や教育、福祉、防災等の様々な分野において、ICTの利活用による地域課題の解決が求められています。

<基本的方向>

- 高度な情報通信環境を充実させるために、国、県及び事業者と連携を図り、ケーブルテレビの行政エリアのFTTH化を推進するとともに、携帯電話の不感地帯の解消を図り、地域の情報格差の解消を図ります。
- ICTを活用して、様々な地域課題の解決に取り組みます。

<主な取り組み>

- 1 地域の情報格差是正の推進
 - ・ ケーブルテレビの行政エリアのFTTH化の推進
 - ・ 携帯電話移動通信用鉄塔の整備
- 2 ICTの利活用の推進
 - ・ 地域等と行政との双方向コミュニケーションネットワーク構築の推進
 - ・ 産業や教育、福祉、防災等の様々な分野におけるICT利活用に向けての調査・研究の推進

<小施策の目標指標>

目標指標	FTTH整備率	
指標の説明	市内の全世帯のうちFTTH化の整備が完了したエリアの世帯の割合	
目標設定の考え方	2021（平成33）年度までに整備完了することで、100%を目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	28.6%
目標数値	2021（平成33）年度	100%

第4節 自然と調和した生活空間の創造

第1項 環境にやさしい循環型社会の形成

(1) 環境保全意識の高揚

<現状と課題>

- ごみの適正処理などの身近な問題から地球温暖化などの地球規模の問題に至るまで、環境に関する問題は多岐にわたり、深刻化する中において、環境保全に対する意識を高めていくことが必要となっています。そのため、幼少期から環境に対する理解を深めることが求められています。

<基本的方向>

- 市民へ環境に関する正しい情報を提供するとともに、環境に関する講座や幼児、児童への環境教育等を実施して、環境保全に対する意識の高揚を図り、環境にやさしいライフスタイルの実践等や循環型社会を担う人材育成に寄与します。

<主な取り組み>

- 1 環境に関する啓発
 - ・ 広報ひみやホームページ等による環境情報の発信
 - ・ 3Rの普及啓発
- 2 環境教育の推進
 - ・ 学校等における環境教育の充実
 - ・ 家庭における環境教育の実践
 - ・ 環境出前講座の実施
 - ・ 廃棄物処理施設等の見学の推進

<小施策の目標指標>

目標指標	環境に関する学習会参加者数	
指標の説明	環境に関する学習会に参加した市内小学生の人数	
目標設定の考え方	平成33年度までに市内小学校の全児童が参加することを目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	178人
目標数値	2021（平成33）年度	1,980人

(2) ごみの減量化・再資源化の推進

<現状と課題>

- これまでのごみの分別収集や家庭系燃やせるごみの有料化等の取り組みの成果を踏まえ、より一層のごみの減量化・再資源化の取り組みが必要となっています。
- 人口減少に伴い、ごみ処理量の減少が進み、それに対応した適切なごみ処理体制の整備が求められています。

<基本的方向>

- 循環型社会の形成に向け、市民や事業者、市が協働で廃棄物の発生抑制を進めるとともに、食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。
- 今後のごみ処理量に対応した効率的な収集運搬や円滑な処理を図ります。

<主な取り組み>

- 1 リサイクル活動の推進
 - ・ 資源ごみの分別収集の徹底
 - ・ 資源集団回収への支援
 - ・ 電気式生ごみ処理機等の普及
 - ・ 廃食用油のリサイクルの推進
 - ・ 食品ロスの削減や食品廃棄物等のリサイクルの推進
- 2 事業系一般廃棄物の減量化・資源化
 - ・ 事業所における廃棄物の減量化・資源化の促進
 - ・ ゼロ・エミッションの促進
- 3 廃棄物の効率的な適正処理
 - ・ 今後のごみ処理量の減少に対応した適切なごみ処理体制の整備
 - ・ 効率的な廃棄物収集運搬体制の整備
 - ・ ごみ集積場設置の支援
- 4 環境にやさしい公共工事の推進
 - ・ 建設廃材・残土の発生抑制と再利用の促進
 - ・ 公共工事における材料等の再利用の推進

<小施策の目標指標>

目標指標	年間家庭系ごみ排出量	
指標の説明	家庭から排出される家庭系ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ）の年間排出量	
目標設定の考え方	氷見市一般廃棄物処理計画において、国・県の2021（平成33）年度までの減量化目標を参考に設定された538tの削減目標の達成を目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	10,738t
目標数値	2021（平成33）年度	10,200t

(3) エネルギーの有効活用

<現状と課題>

- 平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、二酸化炭素排出量を2030年度までに2013年度対比で26%を削減するとの中期目標を掲げられています。このうち、地方公共団体の公共施設を含む部門では、二酸化炭素排出量を2013年度対比で約40%の削減目標が設定されており、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みが求められています。

<基本的方向>

- 二酸化炭素排出が少ない低炭素社会への転換を図るために、市民一人ひとりにエコライフの実践を呼びかけるとともに、市民、企業及び市が一体となって省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 地方公共団体実行計画に基づき二酸化炭素排出削減対策を推進します。

<主な取り組み>

- 1 省エネルギー対策の推進
 - ・ 省エネ意識の啓発
 - ・ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の推進
 - ・ 公共施設における省エネ製品の導入推進
- 2 再生可能エネルギーの活用
 - ・ 再生可能エネルギーの導入促進
- 3 二酸化炭素排出削減対策の推進
 - ・ 地方公共団体実行計画に基づいた公共施設の省エネルギー対策の推進

<小施策の目標指標>

目標指標	地方公共団体の公共施設を含む部門の二酸化炭素削減率	
指標の説明	地球温暖化対策計画で定められた地方公共団体の公共施設を含む部門の二酸化炭素削減率	
目標設定の考え方	地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）に基づき、平成25年（2013年）対比で、平成42年（2030年）までに40%削減を目標としていることから、本市においては平成30年度から取り組みを開始し、平成33年度までに中間時点13%削減を目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	0%
目標数値	2018（平成30）年度～ 2021（平成33）年度	13%

第2項 豊かな自然環境の保全と美しい景観づくり

(1) 自然環境の保全

<現状と課題>

- 経済活動の進展や生活様式等の変化等に伴い、人と自然との関係が希薄になってきており、生物の多様性の保全や水源涵養等の多面的な機能を有している森林の保全など、豊かな自然環境を保全し、将来へ継承することが求められています。
- 日本の渚百選にも選ばれている白砂青松の砂浜や変化に飛んだ岩礁地帯のある海岸線は一部で侵食が進んでおり、保全対策が必要となっています。

<基本的方向>

- 動植物の生息・生育調査を実施するとともに、市民が自然とふれあう機会を創出して、自然保護に対する意識を醸成し、生物の多様性の確保や森づくり等を促進します。
- 周辺の景観との調和を図りながら海岸の保全対策を促進します。

<主な取り組み>

- 1 自然保護に対する意識の醸成
 - ・ 自然保護員の育成と活動支援
 - ・ ひみ田園漁村空間博物館等を活用した自然とふれあう機会の創出
- 2 生物多様性の確保
 - ・ 地域の特性に応じた多様な生物が生息・生育する環境の保全
 - ・ 生態系を脅かす外来生物の適切な管理
 - ・ 希少、貴重な動植物の調査と保護
- 3 自然体験活動を通じた学びの創出
 - ・ 自然体験活動を通じた学びと遊びの場づくり
 - ・ 自然体験活動指導者及びコーディネーター養成講座の実施
- 4 市民参加による森林の育成・保全
 - ・ 里山林を活用した交流の推進
 - ・ 林業体験など、教育の場としての有効活用
 - ・ 川上から川下に至る市民の連携による森づくりの促進
 - ・ 森林ボランティアグループとの連携による海をはぐくむ森づくり運動の促進
- 5 海岸線の保護
 - ・ 海岸保全施設の適切な維持管理の促進

<小施策の目標指標>

目標指標	清掃ボランティア団体数
指標の説明	ボランティアで清掃活動を実施する団体の数
目標設定の考え方	2011（平成23）年度から2016（平成28）年度の6年間の実績の平均が年度あたり1団体増加していることから、65団体を目指します。

基準数値	2016（平成 28）年度	60 団体
目標数値	2021（平成 33）年度	65 団体



自然保護員研修会

(2) 魅力ある景観など生活環境の向上

<現状と課題>

- 本市は里山から里海にかけて美しい自然環境に恵まれ、その自然と調和した街並みや特徴的な黒瓦の家並みなどの集落景観を含め、魅力ある生活環境を有しています。人口減少や郊外の商業店舗の開発などにより、自然環境と調和した景観が失われていくことが懸念されています。
- 美しい自然環境と氷見らしさの残る景観を守り、次世代に継承するために、環境美化や景観に対する市民の理解を深め、公害防止対策や不法投棄の防止、景観に対する指導などを推進していくことが求められています。

<基本的方向>

- 市民や事業者に対して、本市の財産である里山里海の自然環境と集落景観についての理解を深める機会を提供し、次世代に継承する機運の醸成を図ります。
- 屋外広告物や建築物の意匠や色彩などについてのルールづくりを行い、自然環境や地形風土、歴史、伝統、文化に培われた氷見らしい景観づくりを推進します。
- 地域やボランティア団体と協働し、美化活動を実施するとともに、不法投棄防止活動への支援を行うなど、快適な生活環境の保全を推進します。
- 大気、水質等の各種調査を行い、環境汚染の未然防止を推進します。

<主な取り組み>

- 1 氷見らしい景観づくりの推進
 - ・ 景観づくりに関する啓発活動の推進
 - ・ 景観計画の策定及び景観条例の制定
- 2 環境美化活動の推進
 - ・ 市民の協力による市民一斉清掃や生活排水路清掃の実施
 - ・ 環境ボランティアの育成と活動支援
 - ・ 海岸漂着物対策の推進
 - ・ 美化意識の啓発活動の推進
- 3 環境の状況把握や環境汚染の未然防止
 - ・ 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の調査
 - ・ 関係機関との連携による苦情原因調査及び原因者への指導・指示
- 4 不法投棄の防止
 - ・ 不法投棄・野焼き等の防止の啓発
 - ・ 環境保全推進員、地域の環境パトロール隊等による不法投棄防止活動への支援
- 5 斎場及び市営墓地の管理等
 - ・ 斎場の維持管理
 - ・ 東原墓地の拡張
 - ・ 市営墓地の維持管理

<小施策の目標指標>

目標指標	市内一斉清掃への参加者数	
指標の説明	市内全域にわたる海岸、河川、道路等の清掃や草刈り活動への参加者数(毎年7月第1日曜日開催)	
目標設定の考え方	人口減少が見込まれるなか、毎年度対前年度比増を目指します。	
基準数値	2016(平成28)年度	8,000人
目標数値	毎年度	対前年度比増

(3) 身近な水環境の保全

<現状と課題>

- 生活環境の改善や川、海等の水質を良好に保全するため、計画的に下水道整備を進めてきたことから、その区域内で家庭や事業所の接続を促進することが求められています。
- 下水道未整備地区においては、生活排水処理対策を推進していくことが求められています。
- 持続的な下水道サービスを提供するために経営基盤の強化が必要となっています。

<基本的方向>

- 下水道整備地区においては、下水道への早期接続に向けた普及啓発活動を行うとともに、下水道未整備地区においては、浄化槽の整備などの汚水排水処理事業を行って生活排水処理対策を推進します。
- 持続的な下水道サービスを提供してゆくためには、経営基盤の強化を図ることが必要であることから、処理施設の統合を進めるとともに、地方公営企業法の適用に向けての取り組みを推進します。

<主な取り組み>

- 1 衛生的な生活を支える汚水（排水）処理の普及促進
 - ・ 汚水処理率向上のための普及啓発活動の実施
 - ・ 下水道未整備地区での浄化槽の整備の促進
 - ・ 水洗化資金貸付制度及び浄化槽設置補助制度の啓発
- 2 経営基盤の強化
 - ・ 地方公営企業法適用への移行
 - ・ 農業集落排水区域（白川・十二町）の公共下水道区域への統合の推進
 - ・ 環境浄化センター及び下水道管路等の長寿命化・耐震化

<小施策の目標指標>

目標指標	汚水処理人口普及率	
指標の説明	総人口のうち下水道処理区域内人口と合併処理浄化槽処理人口を合わせた人口割合	
目標設定の考え方	下水道未整備地区における浄化槽の整備促進等を図ることにより、2021（平成 33）年度までに 92.2%（（下水道処理人口 29.3 千人＋類似施設処理人口 15.8 千人）／行政人口 48.9 千人）とすることを目指します。	
基準数値	2016（平成 28）年度	90.6%
目標数値	2021（平成 33）年度	92.2%

氷見市の下水道接続率の推移

(単位：%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
公共下水道		90.5	92.2	91.8	91.9	92.2
特定環境保全 公共下水道	公共関連	83.9	85.9	82.7	86.9	87.1
	単独処理	91.7	93.2	99.4	95.4	94.4
	計	84.5	86.4	83.6	87.4	87.5
農業集落排水	公共関連	80.0	80.9	83.8	83.9	85.0
	単独処理	89.0	89.2	87.4	91.5	92.7
	計	83.0	83.6	85.0	86.4	87.6
漁業集落排水		86.2	86.2	83.1	87.4	87.8
合計		87.7	89.1	88.7	89.8	90.3

資料：氷見市上下水道課

氷見市の汚水処理人口普及率の推移

(単位：%)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
88.5	89.7	89.0	90.1	90.6

資料：富山県土木部都市計画課

(4) 花いっぱいのもちづくりの推進

<現状と課題>

- 生活に彩りやうるおいをもたらすため、花や緑に親しむ環境づくりが必要ですが、緑花活動などの取り組みが十分に市全体へ広がっていない状況にあります。
- 緑花推進の担い手づくりや地域の緑花活動支援、緑花の拠点である海浜植物園の機能について再検討が必要となっています。

<基本的方向>

- 自治会をはじめとした各種団体等と連携した緑花運動や植物に関する学習活動を展開することによる人材の育成、市民が主体的・意欲的に緑花に親しめる環境を整備します。
- 緑花の拠点である海浜植物園について、時代に合った施設のあり方の検討を行います。

<主な取り組み>

- 1 花と緑に親しむ人材の育成
 - ・ 緑花ボランティアの育成
 - ・ グリーンキーパー等の技術力向上
 - ・ 花づくり愛好者の育成
- 2 花と緑に親しむ地域づくり
 - ・ 植物等自然に関する学習活動の実施
 - ・ 花や緑に関する情報の発信
 - ・ 地域の緑花活動への支援
 - ・ 自然を活かした特色ある地域づくりへの支援
- 3 海浜植物園の方向性の検討
 - ・ 海浜植物園の施設及び運営に関するあり方の検討

<小施策の目標指標>

目標指標	地域花壇の整備数	
指標の説明	市民が整備する地域花壇の整備数	
目標設定の考え方	地域花壇が毎年度1箇所整備されることを目指します。	
基準数値	2016（平成28）年度	16箇所
目標数値	2021（平成33）年度	20箇所